

平成26年 第4回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 平成26年12月18日

延 会 平成26年12月18日

仁 木 町 議 会

平成26年第4回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

◆日 時 平成26年12月18日（木曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 平成25年度各会計決算特別委員会審査報告書
- 日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について
平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）
- 日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について
平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）
- 日程第9 一般質問 地域農業マスタープランについて（野崎明廣議員）
活気あるまちづくりについて（上村智恵子議員）
農業経営安定対策について（林 正一議員）
本町の学校教育について（林 正一議員）
成年後見制度について（住吉英子議員）
協働によるまちづくりの推進について（大野雅義議員）
- 日程第10 議案第1号 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 日程第11 議案第2号 特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制
定について
- 日程第12 議案第3号 仁木町教育委員会委員長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例の一
部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第4号 仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第5号 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第6号 平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第7号 平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第8号 平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年第4回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成26年12月18日 午前 9時30分

延 会 平成26年12月18日 午後 4時30分

 議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（9名）

1 番	野 崎 明 廣	2 番	住 吉 英 子	3 番	嶋 田 茂
4 番	宮 本 幹 夫	5 番	大 野 雅 義	6 番	林 正 一
7 番	上 村 智 恵 子	8 番	横 関 一 雄	9 番	山 下 敏 二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 長	角 谷 義 幸
総 務 課 長	林 典 克	教 育 次 長	嶋 井 康 夫
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農業委員会事務局長	(泉 谷 享)
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三	選挙管理委員会委員長	芳 岡 廣
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選挙管理委員会書記長	(林 典 克)
住 民 課 長	門 脇 吉 春	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	浜 野 崇
議 事 係 主 任	松 岡 亜 希

開 会 午 前 9 時 3 0 分

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、平成26年第4回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・嶋田君及び4番・宮本君を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る12月9日、火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には報告1件、承認2件、議案13件、意見案7件の合計23件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が5人から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6・報告については、委員長報告の後、質疑を一括して行い、付託議案ごとに討論・採決を行います。日程第7から第8の承認については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第9・一般質問については通告順に従って、野崎議員1件、上村1件、林議員2件、住吉議員1件、大野議員1件の順番でございます。日程第10から第13の条例改正については4件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第14から第17の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第18から第21の条例制定については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第22の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第23から第29の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりでございます。日程第30・委員会の閉会中の継続審査、日程第31・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。平成26年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日12月18日木曜日。会期は、開会が12月18日木曜日、閉会が12月19日金曜日の2日間といたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日12月18日から12月19日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月18日から12月19日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から、平成26年度第7回、第8回の例月出納検査報告書が提出されております。

次に、9月25日開催の平成26年第3回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。10月10日から15日までの延べ3日間に渡り大野委員長の下、平成25年度各会計決算特別委員会が開催され、オブザーバーとして出席いたしました。この後、大野委員長から審査報告が行われますが、予算の効率的な執行と行政効果の評価並びに今後の改善点や反省事項の把握など、来年度予算審議における議会活動に大いに生かされる審査であったと考えるところであります。

次に、10月28日から30日までの日程で、北後志町村議会議長会によります議長研修が行われ、兵庫県淡路市を訪問し、地域防災対策について研修を行いました。ご存じのとおり、平成7年1月17日午前5時46分に発生した阪神淡路大震災では6000人以上の尊い命が犠牲になりました。淡路市では、この地震災害を淡路市だけの問題ではなく、多くの皆さんに知っていただきたく、将来起こり得る災害を自分たちで考えてほしいという思いから、被災した住宅や災害発生時の状況を当時のまま保存し、見学ができるようにしておりました。研修当日も修学旅行生や外国人など、多くの方が施設を見学し、地震の恐ろしさを改めて感じていました。本町では今のところ、こうした大規模災害は発生しておりませんが、災害はいつ発生するか予見することができません。現在事業実施を進めております防災行政無線整備事業や防災用備蓄庫整備事業など災害に強いまちづくりが如何に重要か改めて考えさせられました。

11月1日には、町制施行50周年記念式典が挙行され、出席をしましてまいりました。式典では、議会を代表しお祝いの言葉を述べるとともに、同時に行われた功労者等表彰の受賞者の皆様に対し、永年のご苦勞に対する感謝の言葉を申し上げてまいりました。

11月11日には、後志町村議会議長会によります中央要望が実施され、私もその一員として、国土交通省及び財務省に対し、北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）の早期整備に関する要望運動を実施してまい

りました。

また、11月12日には、第58回町村議会議長全国大会並びに第39回豪雪地帯町村議会議長全国大会が、東京都のNHKホールで開催され、出席をしております。大会では、高市総務大臣、石破地方創生担当大臣など、来賓各位の出席を仰ぎ「町村のさらなる振興発展を目指して」の大会スローガンの下、全国928町村議会の総意として、北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望をはじめ、全国各地区要望事項9項目を含む33項目、決議16項目並びに、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など、特別決議5件、更に豪雪地帯の振興に係わる要望事項8件、豪雪地帯対策の充実強化をはじめとする議決8件を満場一致で採択し、同日、全国町村議長会、正副会長、理事による国への要望運動が行われたところであります。

続いて、広域連合議会の開催状況について報告します。北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が10月20日に開催され、出席をしております。後志広域連合議会は11月26日に定例会が開催され、広域連合議会議員であります横関副議長から復命書の提出がありました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。なお、議長の活動報告の詳細は事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。平成26年も残すところ10日余りとなりました。日増しに寒さも厳しくなり、これからが冬本番となります。議員各位をはじめ関係各位には、体調管理を十分に行い、ご健康に留意されまして、輝かしい新年を迎えられますことを念じ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成26年第4回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成26年第4回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、山下議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、中西代表監査委員、高木教育委員長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

まずは、11月1日に執り行いました町制施行50周年記念式典におきまして、ご出席を賜りました議員の皆様方に対しまして、心から感謝を申し上げます。50周年という大きな節目の年にここにおります皆様とともに迎えられましたことを、今なお感慨深く思うところであります。

さて、先日第47回衆議院選挙が終え、与党の獲得議席は、前回の衆議院選挙と同じ結果となりました。また、今回の投票率を見ますと52.66%と戦後最低でありました、前回の選挙を更に下回る投票率となり、有権者の選挙に対する関心の低さが如実と現れた選挙でありました。結果として選挙前と大きな変化はなく、有権者の半分で決められた今の日本の政治そのものに大きな問題が生じているのではないかと考えさせられます。国民の意思を反映できるものが唯一選挙であります。政治離れが増え、意思表示をしない有権者が今後益々増加することにより、自分の住んでいる国や町に対しても、本気で憂い考えるものが減る

のではないかと危惧しております。愛国心や郷土愛という言葉は時に誤解されて受けとめられることがあります。純粋に自分たちが住み慣れた町、故郷を何とかしたいという思いは言葉のとおり、愛情がなければ生まれません。これから先、本町においては、子どもたちや大人が郷土愛にあふれた町にしてみたいと、今回の選挙結果を通じて改めて考えさせられた次第であります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認2件、議案13件、計15件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成26年第4回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告を行います。はじめに、平成25年度決算の財務諸表について申し上げます。平成23年度から作成及び公表が義務付けられております財務諸表につきまして作成及び分析結果がまとまりましたので、ご報告いたします。財務諸表のうち、貸借対照表（次項）では、これまでに196億2856万円の資産を形成し、そのうち過去の世代や国・道の負担で既に支払いが済んでいる純資産が129億4486万円（66%）、将来の世代が負担していくこととなる負債が66億8370万円（34%）であることを示しております。なお、これらを住民1人当たり（平成25年度末現在人口3563人）に換算すると資産が551万円、負債が188万円で、純資産が363万円となります。資産の中で大きな割合を占めるのが、道路などのインフラ資産で45%、庁舎・町営住宅などの事業用資産が資産全体の44%となっております。金融資産（11%）の中では、基金・積立金が主なものとなっております。一方負債の中では、町債が総負債の86%を占めており、大きな割合となっております。概略は以上のとおりであります。詳細につきましては、新地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類を別途お手元に配布しておりますので、後程ご高覧願います。なお、来年1月までに町ホームページ上で公表し、要約版を2月発行の広報にき財政特集号に掲載する予定であります。

次に、全国町村長大会について申し上げます。全国町村長大会が11月19日、東京・渋谷のNHKホールにおいて、全国928の町村長と都道府県町村会関係者及び来賓の安倍晋三内閣総理大臣、高市早苗総務大臣、石破茂地方創生担当大臣など約1300名が出席して開催されました。はじめに、安倍内閣総理大臣から「元気で豊かな地方の創生は安倍内閣の最重要課題であり、地域の発想や創意工夫を生かし、個性と魅力あふれる取組みを国が後押しすることで、地域に夢や未来を託せるよう全力を尽くす」と挨拶がありました。この後は、高市総務大臣、石破地方創生担当大臣、末松自由民主党幹事長代理、蓬全国町村議会議長会会長から来賓挨拶が行われました。次に、藤原忠彦会長（長野県川上村長）が挨拶に立ち「町村において人口減少の克服、地方創生の推進は待ったなしの課題であり、政府の政策展開に期待するとともに、町村長も政府の取組みと連携し、自らの地域の将来は自らが決めるという決意を新たに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組んでいこうではないか」と参加者に訴えました。会長挨拶終了後、町村長への応援メッセージとして小田切徳美明治大学教授が登壇し、本会が取りまとめた「農業・農村政策のあり方についての提言」について、現在の田園回帰傾向を更に伸ばし、農業・農村が輝くため、今までの農林水産省を中心とした農業再生のための財源を、農業価値創造交付金という使いやすい形にして交付金を使い、田園回帰する人々を受け入れるためにも、町村が自らを磨くということを覚悟を持って行う必要があります。それが都市と農村を共生・前進させていく「都市農村共生社会の創造」の実現に繋がると述べられました。議事に入りまして、大会運営委員会で決定した町村行財政をめぐる諸問題の解決に向け、一つ、東日本大震災からの早期の復興を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。一つ、地方分権改革を強力に推進すること。一つ、道州制は導入しないこと。一つ、歳出特別枠及び別枠加算を堅持するとともに、交付税率を引き上げ、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。一つ、償却資産に係る固定資

産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、車体課税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。一つ、田園回帰の環境を充実させるとともに、農山漁村の振興を図ること。一つ、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。一つ、TPP交渉にあたっては国益の堅持と重要5品目等聖域の確保に万全を期すること。一つ、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むことの9項目による決議案と地方創生の推進に関する特別決議案、更には、平成27年度政府予算編成及び各種政策の具体化に向けた大震災からの復興、町村自治の確立、地方税財政、国民健康保険、農林水産業及び国土政策に関する6項目の重点要望並びに東日本大震災からの復興と全国的な防災・減災対策の強化を始めとする34項目の大会要望を満場一致で採択し、同日閉会いたしました。

次に、仁木町イメージキャラクター「ニキボー」について申し上げます。本町の魅力を町内外に発信し、町民の郷土への愛着を深めるとともに、誘客促進を目的とし、本年3月に仁木町観光協会にご協力をいただき、イメージキャラクターのデザイン募集を行ったところであります。募集した結果、全国の皆様から641作品という多数のご応募をいただき、町内各関係機関のメンバーで構成された仁木町イメージキャラクター選考委員会において厳正なる選考の結果、本町のイメージキャラクターとして「ニキボー」が選ばれ、10月5日に開催された第40回うまいもんじゃ祭り会場において披露され、広報にき及び町ホームページでお知らせしたところであります。今後におきましても、仁木町観光協会と連携し、着ぐるみやキャラクターグッズを製作することとし、本町の観光振興に活用してまいります。

次に、北海道原子力防災訓練及び仁木町地域防災訓練について申し上げます。平成23年3月に発生した東日本大震災における福島第1原発事故を受けて、原子力発電所から半径30kmまでの範囲を緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）に拡大したことにより、平成24年から3回目となる平成26年度北海道原子力防災訓練が10月24日に開催され、本町も参加いたしました。訓練は後志管内内陸部を震源とする震度6強の地震が発生し、泊発電所3号機の炉心が損傷、放射性物質が放出されたと想定して行われました。本町におきましては、屋内退避や地域の集合場所、広域避難に参加した1088人のほか、町職員及び消防職員ら関係者を加え約1150人が参加いたしました。訓練は災害対策本部の設置及び運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、住民への広報訓練、退避等訓練などでありました。今回初めて広域避難として、泊発電所から30km圏外の赤井川村キロロリゾートに設置したスクリーニングポイントを経て、本町の一時滞在場所となる手稲区体育館へ住民が避難する訓練を実施し、バスや車で99人が参加いたしました。今後におきましては、訓練の結果から課題等を把握した上で、万が一の原子力災害に備え、国・北海道や関係自治体との連携を強めてまいります。また11月18日には、大雨による余市川の氾濫を想定した仁木町地域防災訓練を銀山地区で実施いたしました。今回の訓練は地区を限定した住民避難訓練として、銀山生活改善センター、尾根内会館及び長沢会館に避難所を開設し、仁木町地域防災計画に基づく非常配備の確認、住民への通報連絡の課題検証、その他防災体制に係る検証などを行ったところであります。訓練には地区の住民54人、町職員、消防職員、消防団員に、陸上自衛隊ら関係者を加え118人が参加いたしました。

次に、北海道新幹線及び北海道横断自動車道建設促進に係る中央要望について申し上げます。北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会及び北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会による中央要望が11月14日に実施され、後志管内の各市町村長らとともに私も参加してまいりました。北海道新幹線は新青森・新函館北斗間が平成27年度末までに開業予定となっておりますが、1日も早い開業と札幌までの早期完成を要望してまいりました。また、北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）につきましては、余市から

小樽間が平成30年度末に開通の予定であります。道路整備に必要な予算の確保と小樽ジャンクションのフル規格による整備、平成26年度に事業着手した倶知安余市道路（共和～余市間）の早期完成など、今回中央要望を行ったものであります。私は新幹線班として北海道選出の国会議員、国土交通省、財務省のほか、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し、要望書を提出してまいりました。

次に、社会福祉法人 北海道社会事業協会余市病院の救急医療に対する財政支援について申し上げます。本年8月26日に北海道社会事業協会余市病院により、平成22年度から5年連続となる救急医療に対する財政支援の要望がありました。現在の医療を取り巻く環境は、医師及び看護師等の偏在（都市集中型）がいまだ改善されておらず、同病院においても診療科の休止や縮小を余儀なくされているところであります。このような状況のため、常勤医師が少なく、応援医師の報酬や看護師・放射線技師・臨床検査技師の緊急呼び出し、更に事務の受付などスタッフの人件費及び薬品費等で、時間外救急の維持には多額の経費が必要とされております。また、看護師を確保するために奨学金制度を設け養成しており年間2460万円の投資がされております。特に救急医療部門につきましては、常に赤字経営となっており、この救急医療体制確保のため2500万円の助成を昨年に引き続き要望されたものであります。10月21日には、北後志地域保健医療対策協議会定期総会が開催され、余市協会病院に対し北後志5町村で財政支援をすること、帰省や行楽の際に救急搬送された患者分についても5町村で負担すること、各町村の負担割合は患者数による実績割とすることを決定したところであり、本町の負担額は264万8000円（前年度対比27万7000円の減）となりました。つきましては、今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、北海道芸術高等学校について申し上げます。本年11月6日に北海道私立学校審議会が北海道庁で開催され、通信制の北海道芸術高等学校（本校・十勝管内清水町）が来年度から本校を仁木町に移転することを認めるよう北海道に答申いたしました。それを受け、北海道総務部長から、私立高等学校の設置に係る認可について11月26日付けで北海道芸術高等学校へ設置認可書を通知し、平成27年4月1日に設置される旨報告を受けたところであります。同校の運営はこれまで、株式会社日本教育工房（本部・札幌）でありましたが、移転に合わせ学校法人化し、学校法人恭敬学園として理事長予定者に坂井直樹氏、学校長予定者に佐藤徳崇氏が就任することとなっております。開校に当たっては、平成24年3月に閉校した旧北海道仁木商業高等学校の校舎及び附帯設備を取得しており、既に校舎外壁等の改修工事を終えております。今後は教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に心身の発達及び進路に応じた高度な普通教育及び芸術教育を実践し、もって高い倫理感と道徳律を養い、コミュニケーション能力並びに感性に富んだ生徒を育成する通信制課程の高校として運営が行われる運びとなっております。なお、通信教育を行う区域は、北海道をはじめ全国規模で展開されますが、教育課程において本校機能を有する本町でスクーリングが実施されます。平成27年度は6月から1月までの間において、年6回に分け1週間単位で1クラス40名程度の生徒が2クラスから7クラスまでの範囲で訪れる予定であり、生徒数は延べ1000人を超える規模となり、地域での教育活動や課外活動での交流に加え、本町をPRしていただく好機と捉え、期待しているところであります。

次に、ベトナム視察報告について申し上げます。11月21日から25日の5日間、新おたる農業協同組合の山田組合長とともに、ベトナム社会主義共和国の中南部に位置するグラッド、ホーチミンの両市を訪問し、外国人技能実習制度の円滑な実施を目的とした視察並びに意見交換を行いました。本制度は本町のミニトマト生産において重要な役割を担っており、これまで中国人実習生を受け入れてきたところですが、昨今

の国際情勢を鑑み、新たな国の実習生の確保も必要なものと考え、新おたる農業協同組合が関係者を通じて接触しているベトナムを訪問し、中長期的なビジョンに立った人材の確保や、更には双方にメリットのある関係の醸成を目的に実施したものであります。現地におきましては、多くの農園を視察した後、ラムドン省の知事やダラット市の副市長、農業局長、労働局副局長らの要人と会談し、「ベトナムからの技能研修のため実習生を招き、交流を深め、双方にとってメリットのある関係を築きたい」との私の提案に関係者からの理解を賜り、知事から「出来るだけの協力を行う」との言葉をいただきました。農業経営の主体が果樹からミニトマトへの転換が進み、全国有数の産地へと発展した本町におきまして、生産を維持・拡大していく上で、質の高い外国人技能実習生の安定確保は地域経済にも関わる大きな課題となっております。この状況の下、今般の視察を通じて8600万人の人口のうち30歳以下が60%を占める活力に満ちたベトナムとの関係を構築することができたことは、本町の発展にとって有意義なものと考えております。併せて複数年に渡り同一の実習生の受け入れなど、農業経営の実態に即した制度となるよう関係機関・団体との連携の下、国に対し働きかけてまいりたいと考えております。

以上であります。別途お手元には平成26年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、冒頭の挨拶と行政報告に代えさせていただきます。

○議長（山下敏二）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。日頃の健康管理が悪いせいか喉を痛めてしまいました。大変、お聞き苦しい点が多々あるかと思いますが、お許し願いたいと思います。

教育行政報告をする前に、1点、議員の皆様にご報告させていただきます。一昨日より急速に発達した低気圧の影響によりまして、後志地方も大荒れの天気になることが予想されましたことから、教育委員会といたしまして、児童生徒等の安全確保を第一に、本日18日、町内4校すべてを臨時休校といたしました。それに伴いまして、本日本日予定されておりました学校給食の試食会も中止せざるを得ない状況となりました。大変ご迷惑をお掛けいたしました。何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成26年第4回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。はじめに、防犯ブザー等の寄贈について申し上げます。この度、余市地方法人會仁木地区會 嘉屋達雄会長並びに同法人會青年部會 松山幸洋副部會長より、社会貢献活動の一環として、町内小学生に防犯ブザー等の寄贈がありました。毎年11月11日から17日までの税を考える週間に合わせ、小学1年生には防犯ブザー、小学6年生には租税の重要性を理解してもらうための租税教育用小冊子と文房具セットを、更に、今年は小学4年生と5年生にも下敷きを寄贈していただきました。心温まる善意に保護者をはじめ、学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであります。

次に、仁木町民スキー場について申し上げます。平成26年度から新たに3年間、指定管理者となりました株式会社北海道名販（代表取締役 元田英樹氏）が管理運営を行っております仁木町民スキー場は12月23日火曜日、祝日でございますけれども、この日に今シーズンのオープンを予定しております。今年度の営業につきまして指定管理者からスキー場利用者及び地域住民の声を取り入れ、リフト利用シーズン券を半額にするとともに、利用の少ない火曜日から木曜日までのナイター営業を休止したい旨の提案・協議の申し出があり、協議検討を重ねた結果、教育委員会といたしましても、スキー場利用者に喜ばれ、利用拮

大に繋がるものと判断し、申し出のとおり承認することといたしました。今後におきましても、町民の冬期間のスポーツ振興、普及及び体力向上を図るため、指定管理者とともに事故のない安全で楽しいスキー場の運営に努めてまいります。なお、リフトシーズン券の半額に係る比較表については、次のとおりですので、後程ご高覧願います。

最後に、パークゴルフ、卓球及び水泳の全道・全国大会出場について申し上げます。9月13・14日の2日間、幕別町で開催された第20回JALカップ全日本パークゴルフ選手権大会へ北町在住の中村紀昭さん、滝上馨さん、山本ツヤ子さん、然別在住の古川啓子さんの4選手が出場しました。全国各地からの強豪を相手に善戦をしましたが、惜しくも上位入賞は果たせませんでした。卓球では、北町在住の伊勢谷薫子さん、仁木中学校3年生の耀さん、仁木小学校5年生の直輝君の親子がそろって後志の予選を勝ち抜き、10月3日から5日に釧路市で開催された北海道卓球選手権大会兼全日本予選会に出場し、耀さんが女子ダブルスでベスト16に入る健闘を見せてくれました。水泳につきましては、仁木中学校2年生の下田涼音さんが11月22日から24日に東大阪市で開催された第38回イトマン招待水泳競技大会、これは全国大会であります。この大会に出場し、全国トップクラスの選手を相手に自己ベストの泳ぎをしましたが、残念ながら入賞には至りませんでした。なお、下田涼音さんと弟の仁木小学校4年生の羽竜君が平成27年、明年2月21日・22日に千歳市で開催される第37回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会北海道予選会への出場が決まっており、学校関係者共々、下田姉弟の活躍を期待しているところであります。近年は、多くの町民が各種スポーツ大会で優秀な成績を収め北海道大会や全国大会に出場しております。教育委員会といたしましても、町民の健康増進、体力向上を図るためにも、スポーツ振興、普及及び各種スポーツ大会への参加支援を引き続き行ってまいります。なお、スポーツ大会参加に係る予算に不足が生じるため、今定例会において補正予算を計上させていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

以上で、教育行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成25年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（山下敏二）日程第6、報告第1号『平成25年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（大野雅義）議長。

○議長（山下敏二）大野委員長。

○決算特別委員長（大野雅義）おはようございます。

平成25年度各会計決算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書1ページでございます。報告第1号、委員会審査報告書。平成26年12月18日。平成25年度各会計決算特別委員会委員長 大野雅義。記といたしまして、平成26年9月24日付託。付託事件につきましては、平成26年第3回仁木町議会定例会で付託となりました、議案第1号から議案第4号までの平成25年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

2ページをお開き願います。11月5日付け、山下議長宛の委員会報告書でございます。審査の結果、平

成25年度一般会計及び3特別会計は、すべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページ、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は、先に説明したとおり、平成25年度一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の3特別会計、合わせて4会計の決算認定で、これら4会計の歳入歳出の決算認定の審査でございます。委員会の開催年月日は、平成26年9月24日、10月10日、14日、15日の4日間でございます。委員会出席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者、及び事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、平成26年第3回定例会において、議長及び議員選出監査委員を除く議員7名により構成する、平成25年度各会計決算特別委員会が設置され、平成25年度余市郡仁木町一般会計をはじめ、特別会計3会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものであります。審査にあたりましては、4ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全委員が共通認識の下、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委員からの決算審査意見書等々をもとに、町長をはじめ副町長、教育長ほか、各関係課長らの出席を求め、実施したものでございます。一般会計の歳出では、街路灯の管理状況、デマンド交通の導入、ぬくもり灯油助成状況、墓地管理状況、大江生活改善センターの活用、青年就農給付金の助成状況、町営住宅の管理、外国語指導助手の活用、郷土芸能の促進などについての質疑・確認がありました。歳入では、歳入歳出差引額や不納欠損理由などについての質疑がありましたが、討論はありませんでした。特別会計では、国民健康保険事業特別会計において、医療費減免制度について、簡易水道事業特別会計では、漏水状況の推移や水道整備に関する助成制度についてなどの質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

次に、決定事項でございますが、記載のとおり、平成25年度一般会計及び特別会計3会計につきましては、いずれも賛成多数により、「認定すべきもの」と決定いたしました。

以上、平成25年度各会計決算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、付託議案第1号から第4号までの4会計を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

大野委員長、自席へお戻りください。

これより、付託議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、付託議案第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この採決に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

次に、付託議案第2号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第2号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第2号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

続いて、付託議案第3号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第3号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第3号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

続いて、付託議案第4号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第4号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第4号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について
平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

○議長（山下敏二）日程第7、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成26年11月10日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）。平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9600万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。平成26年11月10日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第1号、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、平成26年11月10日付けで専決処分を行っております。今回の補正予算は歳入歳出予算総額にそれぞれ24万7000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ35億9600万4000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございまして、18款、繰入金を補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計24万7000円を追加し、補正後の歳入合計額を35億9600万4000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございまして、2款、総務費を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計24万7000円を追加し、補正後の歳出合計額を35億9600万4000円とするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございまして、1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございまして、1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、一般財源となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございまして、18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、

財政調整基金繰入金につきましては、24万7000円を財源調整のため取り崩すものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費24万7000円の補正につきましては、先程の町長の行政報告でもありましたとおり、来年度以降の外国人技能実習生受け入れ確保のため、町長のベトナムへの渡航費用等として旅費24万7000円の追加でございます。外国人技能実習生につきましては、現在町内の3つの団体で実施中であり、主に中国からの受け入れを行っておりますが、新おたる農業協同組合からの要請に基づき、来年度以降の受け入れを検討しているベトナムへ11月21日から4泊5日の日程で渡航し農園の視察及び現地要人との面会等を実施したものであります。以上で、平成26年度一般会計補正予算（専決第1号）の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号））を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号））は、承認することに決定しました。

日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）

○議長（山下敏二）日程第8、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第2号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成26年11月21日、仁木町長職務代理人仁木町副町長 美濃英則。

次のページをお開き願います。平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）。平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ561万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億161万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成26年11月21日専決、仁木町長職務代理者仁木町副町長 美濃英則。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第2号、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、平成26年11月21日付けで専決処分を行っております。今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ561万1000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ36億161万5000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、道支出金及び18款、繰入金を補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計561万1000円を追加し補正後の歳入合計額を36億161万5000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計561万1000円を追加し補正後の歳出合計額を36億161万5000円とするものでございます。

次に3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国、道支出金452万7000円の増、一般財源108万4000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、道支出金、3項、道委託金、1目、総務費委託金につきましては、衆議院議員選挙費委託金452万7000円を追加するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては108万4000円を財源調整のため取り崩すものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、4項、選挙費に目を新設して、4目、衆議院議員選挙費の追加でございます。11月21日の衆議院の解散に伴い、12月2日公示、12月14日投開票の日程で衆議院議員選挙が執行されましたので、それに伴う経費、1節、報酬から10ページの14節、使用料及び賃借料まで必要経費561万1000円の追加でございます。

11ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。なお、本補正予算につきましては、佐藤町長がベトナムへ渡航中であったため、職務代理者である美濃副町長により専決処分を行っております。以上で、平成26年度一般会計補正予算（専決第2号）の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前11時00分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第9 一般質問

○議長（山下敏二）日程第9『一般質問』を行います。5名の方から6件の質問があります。

最初に『地域農業マスタープランについて』以上1件について、野崎議員の発言を許します。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）それでは、地域農業マスタープランにつきまして、質問したいと思います。農業をめぐる環境はますます厳しくなる状況にあります。持続可能な力強い農業を目指すため、将来にわたり発展的な農業を作り上げるため、人と農地の問題を避けることはできません。地域農業マスタープランは5年後、10年後の未来を見据え、行政が中心となり、地域や集落と協議の場を設け、問題解決の方向を目指すとしております。本町においても、地域農業マスタープランを策定されていますが、次の点において、お伺いをいたします。

まず1点、現在の地域農業マスタープランの進捗状況はどうなっているのか。2点目、地域に対する行政としての役割はどのように果たされているのか。3点目、農地流動化はどのように進めているのか。4点目といたしまして、地域の経営体の中心を今後どのように考えていくのか。以上4点について、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今野崎議員からの質問であります、地域農業マスタープランについての質問にお答えいたします。

1点目の地域農業マスタープランの進捗状況についてであります、農業の担い手の高齢化や後継者不

足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題が顕在化している中、このような問題を解決するための未来の設計図となる地域農業マスタープラン、いわゆる人・農地プランを策定し、そのメリット措置である青年就農給付金制度やスーパーL資金などを活用して、農業の体質強化を図っていくことが必要とされることから、本町では平成24年8月に国の支援制度の活用を前提とした人・農地プランを策定したところであります。また、昨年12月13日に公布された農地中間管理機構の推進に関する法律において、プランの策定が法制化されたことに伴い、法律の趣旨に沿った内容とするため見直しを進めております。見直しにあたり、本年度、町内のすべての農業者を対象に実施した人・農地に関する意向調査の結果を基に、地域の皆様や関係機関との話し合いを経て、新たな人・農地プランを年度内を目途に取りまとめ公表いたします。

2点目の地域に対する行政の果たす役割について、申し上げます。法律において市町村は、農地の中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、地域の関係者との話し合いの下、農業の担い手や地域農業の将来のあり方を人・農地プランとして取りまとめることが規定されております。また、プランの推進に向け農業委員会、農協などとの連携の下、担い手の育成確保や農地集積に向けた合意形成の支援、更には、国からの支援制度の周知や有効な活用に対する指導などが行政の役割となっているものと考えております。

3点目の農地の流動化計画につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる市町村基本構想におきまして、本町では、担い手への農地集積の目標を90%としているところであり、平成25年度における農地の売買及び賃貸借のうち、担い手へ農用地の利用集積を促進するため、農地法の特例として講じられている農業経営基盤強化法に基づくものが98%を占めていることから、担い手への農地の集積が着実に進んでいるものと考えております。

4点目の地域の経営体の中心についてであります。農地を有効に利用し、生産力の維持拡大に意欲的に取り組まれる経営体を中心となることが望ましいものと考えており、収益性の高い作物の導入、加工などの経営の多角化、経営規模の拡大による生産コストの低減など、それぞれの目的に沿った経営が展開されることが重要なものと認識しております。このため町では、施設園芸ハウス導入事業、農業基盤整備促進事業、攻めの農業実践緊急対策事業などを通じまして、生産性の向上や生産コストの低減を支援してきたところであります。また、意欲があっても、個別での営農の継続が困難とされる高齢者などに対しては、農作業の委託化、担い手農家との法人化、集落営農組織化など新たな制度や仕組みづくりが必要なものと考えております。このため、地域の関係者からの意向を踏まえ、農協など関係機関・団体と連携し、新たな制度や仕組みのあり方について、検討してまいります。以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）只今回答いただきましたが、1点から4点まで切り離すことができないと思いますが、随時お伺いをしたいと思います。マスタープランは、農地中間管理機構の法律の趣旨に沿った内容にするため見直されておられるとのこと、意向調査の回収状況、農業者のどの程度回収されているのか。現状、今進んでいないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問に対しまして、農政課長の方からご説明申し上げます。

○農政課長（泉谷 享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）只今の野崎議員からのご質問にお答えいたします。12月17日現在のアンケートの回収状況でありますけれども、送付数388件に対して回収した数は174件、回収率が44.8%、未回収数が214件でございます。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）今のパーセント状況ということに対しては、非常にこう少ない状況の中で、これを生かしていくということがちょっと無理な点も出てくるのかなという状況だと思います。ぜひともこう回収を進めて取り上げていただきたいなという感じがしています。その後に青年給付金ですけれども、また、スーパーL資金の活用の実態としてはどうなのか。その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○農政課長（泉谷 享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）まず、青年就農給付金の活用状況について、ご説明いたします。現在、経営開始型の給付金につきましては、9名の方が給付を受けております。このうち、平成26年度において、収入が250万円を超えたために支給が停止される方が1名おりますので、現在の給付の状況は8名となっております。また、準備型の執行状況でありますけれども、準備型については現在2名の方が給付を受けております。続いて、スーパーL資金の部分でありますけれども、現在8件、8名の方がスーパーL資金を活用している状況であります。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）非常にこう青年給付金、活用が実質的には250万を超えとなかなか、あとは停止されるという状況の中で、本当に若い人たちがこれから農業やっていくという状況の中で少しでも活用できるものとして、やっていけないのかどうか。非常にこうある程度の限度が過ぎると打ち切られるという状況、これから農業をやる人に対しても非常にこう安定していく状況の中で、これからもまだまだ農地を増やし、活用していくということに対しても非常にこう給付としては限られた状況なのかなという感じもしております。今、スーパーLにおいても非常にこう8名という少ない活用率、一時借りるともう最終的にはもう借りられないという状況もあります。本当にこう若い人たちが活用できる給付のあり方というものをもう少し検討していける状況のものがないのか、その辺、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○農政課長（泉谷 享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）まず、青年給付金の就農給付金の250万円を超えた場合に支給が停止される件でありますけれども、これにつきましても、その250万円だけでは営農を続けていくのは大変難しいというふうに考えております。国や道の担当の方と話し合う機会ごとにですね、町の方としても、250万円を超えてもですね、段階的に支給額が減るようなそういう制度にならないか要望をしていきたいというふうに考えております。また、L型資金、スーパーL資金の部分につきましても、借りられる相談等あった場合には、担当、町の担当としてですね、いろいろ相談に乗りまして、有効な活用ができるよう実施してまいりたいと思います。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）先程ちょっと町長が行政報告の中で、農業価値創造交付金をちょっと述べられたんですけども、その辺についてはどういようなあれなのか、ちょっと分かればお伺いしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、私の行政報告の中で全国町村長大会においてですね、農業価値創造交付金という新たな制度が出ましたので、まだこれはですね、各地方にですね、まだ行き渡ってないという部分がありまして、詳細は正直なところ、まだ分からないところであります。随時、国からのご説明が来た時点で皆様に周知してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）わかりました。それではちょっと担い手育成、農地集積、国からの支援制度においても、地域に合った経営規模、マッチする対策が求められていると思います。有効な活動指導実態として、どのようにされていくのか、お聞きします。

○農政課長（泉谷 享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）農業担い手の集積の部分でありますけれども、これにつきましては町の方ですね、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる農業経営基盤強化法に基づく、農地集積、担い手に農地を集積していく計画を町が作っていくわけでありまして、今後におきましては地域の、先程の人・農地プランのアンケートで、規模を拡大していきたいという回答をなされている地域の担い手の方もおりますので、そういう方々に農地が集積されていくよう、町及び農業委員会といたしましても働きかけていきたいというふうに考えております。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）実態としては非常にこうなかなか支援制度というものに対して、地域になかなかまだ馴染んでいない、まだなかなかこういうようなことがありますよってということが知れていないという状況、本当に聞きに行った方だけが利用できるのかどうかという、また、いろんな面で規制がある中で活用できないという状況もありますので、本当に経営、地域に合った支援策が求められると思いますので、その辺、今後いろんな点で出てくる状況があると思います。先程の中にも農業価値創造交付金という形がどのように出てくるのかわかりませんが、こういう形の中でも少しでも活用できるものというものを随時調べていただきたいと思います。それでは、農地流動化計画ですが、非常に担い手農地集積促進で進んでいるとの今後も強化される期待が非常に高まっているわけですが、現在、管内の農業者の65歳以上の方が37%を占めております。65歳以下の方は、年々減少傾向という状況にあります。高齢によって農家戸数の減少も直面されつつあります。あえて水田耕作地域の現状として、農家1戸当たりの耕作面積は4畝とも言われていますが、町として正確な面積は捉えていると考えます。今後、10年で水田農家、中山間地10畝から20畝農地の面積が、8割が担い手による利用、集積化を目標と謳っています。現状の5倍増ということになります。農地集積、集約は地域の合意が必要であろうとも言われています。国の施策の中で左右される生産者であります、2015年、来年度は減反の強化、2018年には減反廃止説も出ておりま

す。生産調整も補助金も廃止、飼料米、家畜米ですね、おいても生産数量の基準に変えていくという状況であります。いろいろな面で見直し案が出ております。今後、転作地、不耕作地が非常にこう増えるのではないかなという懸念もされております。これから町としてとらなければならない対応策、対応があればお伺いをしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の野崎議員の質問にお答えいたしますけれども、数字に関しては後で課長の方から申し上げますけれども、確かに野崎議員が不安を抱えるように今、特に水田農家はですね、非常に危機に直面しているということで、非常に不安を抱えていることは事実であります。ただ、これまでも一番国に左右されてきたのも水田農家であります。ですから私が当初から申し上げていますのは、今からどんな状況になっても揺るがない農家を作り上げる、そのためには今から何を準備すべきなのかっていうことをですね、農家当事者、そして農協、行政と一緒に検討していかなければいけないというふうに私は思っております。せっかく銀山はAランクの素晴らしいお米を作っているわけありますから、今年も全国的において米の価格がですね、非常に下がっている一方で、北海道も下がりましたがけれども、それでもまだ高い価格で収まっていることに対しては、北海道ブランドというのはまだまだ高い力を持っているというふうに私も思っております。ですから今後、本町におきましても、特にこれから支えるであろう担い手を中心にですね、今後の農業のあり方について、そういうことで話し合いできる場を早急に設けてですね、様々な制度も周知しながら、皆さんとともにですね、どんな状況でも変わらない農産物を目指して作ってまいりたいというふうに私は考えておりますので、その辺の程ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○農政課長（泉谷 享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）まず、仁木町の水田農家の1戸当たりの平均面積、経営面積でありますけれども、5.1畝であります。また、水田経営面積の分布、区分と言いますか、全体135戸のうち20畝以上を経営している方は1戸、15畝以上が5戸、10畝以上が11戸、5畝以上が27戸、5畝未満が91戸ということで、大半が5畝未満の経営規模となっております。また、年齢、経営者の農家数、年齢分布を見ますと、65歳以上の方が占める割合が37.4%であります。また、5年間で農家は12%減少しているということでもあります。これに対しまして、耕作放棄地の推移は平成17年度が126畝、平成20年度が317畝、平成25年度が531畝と、どんどん増えている状況にあるわけあります。まず、これ以上耕作の放棄地を増やさない取組み、これがまず一番、最初に行わなければならない課題ではないかなというふうにおさえております。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）今数字的に、非常にこう耕作放棄地が年々増えているという状況の中、本当に水田農家においては、新規就農者というのは100%いないですね。ほとんどが三代目、四代目の世襲という形になろうと思います。なかなかこの米作りにおいて、新規就農者が入らないということに対しては、これから先がどうなっていくのかなということが非常にこう心配される、今現在耕作されている方も非常にいろんな面で今、基盤強化畦採り事業とか、そういうような形の中で水田面積を広くして、また、少しでも広げていこうという若い世代の人たちが今頑張ってくれている状況であります。しかし、こう実態の中で若い

人たちも非常にこう不安がよぎっている状況、農家として体力がこれから続くのかなということも非常に心配されている状況です。ぜひともこう町としても何かの一つこう米作りに取り組んでもらえるものがあれば、また農家と一緒にいろいろお話をして、進める方向性があればお伺いをしたいなという感じもしています。先程、町長もいろいろ生産者と話をしていきたいということも出ておりました。その辺に対しては回答はいりませんが、もう1点だけちょっとお伺いをしたいと思います。今後、経営の非常に困難な方、また、農作業の委託、実習生、この対応に対しても非常にこう農協あたりではもう、今130人以上という状況の中で、なかなかもうこれから対応しきれない状況もちょっと発生しているのかなという感じも伺われております。また、いろんな面で実習生の住むところも非常になかなかこれからまだ増えてもゆるくないなという状況も言われておる状況の中で、早急にこれから対応していかなきゃならない点、町としてどうように考えていくのか、この点について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後の農家を支えていく上で、労働者と言ったらあれですけども、実習生のように人材が必要になってまいります。そこで、私は先程行政報告の中で申し上げましたけれども、今回ベトナムへ行ってきた目的の一つとして、これまでのように中国人実習生をですね、単年度において毎年受け入れることが果たしてどれだけの価値があるのかということに私は疑問を感じておりました。毎年毎年、新たな人間を受け入れて、ゼロから指導して11月には帰っていただくという形が、果たしてこの仁木町の農業に果たしてどれだけの効果をもたらしているのか。だとしたら、実習生を複数年受け入れて、非常に生産性の高い、効率の高い農業実習生を築くことが必要なのではないかとということですね、私今回ベトナムの知事ともその話をして、向こうにもご理解をいただきまして、そのようなシステム化をしようとして、ただそのためには国とのいろいろな話合いも必要になってまいりますので、今後国にですね、様々な要望をしていまいたいというふうに考えております。今後、仁木町の農業はですね、発展させるにはやはり人材が必要でありますから、ただ外から、外といいますか、町外から人を引っ張ってくるにもコスト的にもなかなか難しい中、今外国実習生に頼るしかないという部分は致し方ない部分がありますので、ただ外国実習制度というそのものに対しても、今後どのように活用していかなければならないのかということを早急に検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）先程最後って言ったんですけども、ちょっともう1点、町長にお伺いをしたいと思います。地域の若い担い手とこう町長話す場を非常に求めているということも聞いております。これから人づくり、物づくり、地域づくりと色々な面で若い人たちと話すことを期待しているわけですけども、これから本当に担い手が20年、30年見据えた取組みというものをこう若い人たちとお話をしながら、何とか取り進めていただきたいなという感じもしておりますので、これをお伺いして、私の質問、終了したいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私も同感でございます、本日も傍聴席の方にですね、農協の青年部の方々が見えておりますけれども、先日農協の青年部の方々、そして商工会青年部の方々ともですね、時間を作ってお

互いに様々な意見交換をしましてですね、大変有意義な時間を過ごさせていただきました。ただ、これだけで終わることなく、今後もですね、何度も何度も話し合いを進めて、本当に今の担い手である若い人たちがどのような思いをしているのか、そして今後どのような形で農業を作っていきたいのかっていう話も聞きながら、町政に反映してまいりたいというふうに思っております。それは銀山の方でも、そして大江の地域の方々でもそういう機会を設けてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○1番（野崎明廣）どうもありがとうございます。

○議長（山下敏二）次に、『活気あるまちづくりについて』以上1件について、上村議員の発言を許します。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）活気あるまちづくりについて、お伺いいたします。まちづくりというと、本町の将来をどうしていくのかという問題になりますが、活気あるまちづくりとは何なのでしょう。町をつくるのは町民です。町民の声を聞くことが一番だと考えます。しかし、役場も重要な役割をしなければなりません。職員の考え方を変えないと、良いまちづくりはできないと考えます。10月に行われた仁木駅カフェは、今までにない取組みだったと思います。町内の各方面で活躍されている方々がグループミーティングを行い、自由懇談をされ、皆さん仁木を愛し、良い町にしたい、活気あるまちにしたいという思いが溢れていました。集まった方々はまた参加したい、満足だったと言っていました。町長も参加していましたが、どのように感じましたか。10月に北海道女性議員協議会総会が七飯町で開催され、出席してまいりました。七飯町では、新幹線の車両基地ができ、500人の雇用拡大、人口増加による大沼観光の活性化など、活気に湧く町をアピールしていました。しかし、このような町は一握りです。新幹線が札幌まで伸びることによって、本町からは在来線がなくなってしまうのです。まちづくりの基本である交通手段をどうするかも決めないまま、本町はこれに同意しました。私は、JR函館本線存続を求める住民の会に入り活動しています。余市町では特別委員会も設置し審議されているようですが、町長はこの在来線の存続をどのように考えているのでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、上村議員からの活気あるまちづくりについての質問にお答えいたします。

1点目の10月に行われた仁木駅カフェについてどのように感じたかについてであります。普段は無人駅である仁木駅に多くの方に集ってもらい、地元食材で作ったランチを味わい、ふるさと仁木町に対する思いや産業としての果樹が大事など、まちづくりについて意見交換ができ、大変有意義であったと感じております。また、町の玄関口であります仁木駅が無人であることにつきましては、以前から寂しさを感じており、町民の皆様が憩えるコミュニティカフェや、農産物の販売など駅舎の活用について考えられることを実現していきたいと思ったところであります。

2点目の在来線の存続について、申し上げます。平成24年9月に北海道が中心となって立ち上げた北海道新幹線並行在来線対策協議会に、本町も並行在来線の沿線自治体として参加しております。同協議会は、並行在来線沿線市町及び北海道の代表者をもって構成されていることから、私が同協議会后志ブロック会議に、担当課である企画課長が幹事会に出席しております。現在、平成27年度末に予定されております、北海道新幹線新函館北斗駅の開業に関する状況の把握や札幌延伸に係る地域課題への対応、並行在来線沿線の地域交通の確保に向けた調査研究を行っているところであります。今後におきましても、同協議会や

ブロック会議で、JRからの経営分離後の交通手段について、鉄道の維持や路線バスへの転換などを十分に検討・協議し、地域住民の交通手段を円滑かつ安定的に確保するため、将来に向かって安心感を与えることができるような施策を講じるよう努めてまいり所存であります。以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）町長も感じたとおり、まちづくりについての意見交換はとても大事なことだと思います。北海道新聞に6日、7日と続けてまちづくりの話題が載っていました。喜茂別町では高齢者参加型のまちづくりについて、余市町は朝ドラでまちづくりということで、どこでもまちづくりを話題とし、どう町を活性化するかということで悩んでいると思います。町の総合計画はあくまでも予算をどう使うかが問題だと思いますが、町の将来像をどう立てるかで使い道も変わっていくと思います。長野県のある町で町長がまちづくり計画策定委員会を募集し、町民が中心になって計画づくりを進めようとしたとき、職員からまちづくりに一生懸命になっても、この町では必ず足を引っ張る人がいるから有無を言わせない強力的なやり方でないとうまくいきませんよと言われ、これでは町は良くならない、将来、職員の考え方を変えないと、まちづくりはできないと考えたそうです。そこで毎回5、6人の職員と一緒に進んだまちづくりを行っているところ、成功していないところなど泊込みで視察に行き、議論を重ね、町長の考え方を理解してもらったと聞きました。こういう取組みを重ね、積み重ねたことで町民にも役場職員にも町を自分たちでつくっていくという意識が高まっていたそうです。人づくりが一番時間がかかりますが、そういう意識を持たず努力は仁木町にも必要だと考えますが、町長はいかがでしょう。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員のおっしゃること、私も本当に同感でありまして、ただ今回ですね、仁木駅行われましたけれども、そもそもですね、私が無人化した仁木の駅をですね、どうにか有効活用できないのかというふうに検討していたところ、当時スイーツコンテストを主催しておりますNPO法人北海道エコビレッジ、そして北海道大学の学生の皆さんがですね、スイーツコンテストと併せて企画してくれたものであります。あのような形で今後町が抱える課題、又は行政、住民、有識者とですね、同じテーブルでですね、話し合いができる場を設けてまいりたいというふうにあの事業を通じて私も強く感じたところでもあります。その第一歩として仁木駅カフェというのを事業として行っていただいたわけでありまして、今後もですね、そのような形をつくっていくことは当然必要であります。そしてその中に、先程行政と言ったのは私ではなくてですね、職員が入って町民の皆さんと直に話を聞いて、そして今本当に町が何を求められているのかというのですね、職員が耳で聞いて、そして足で動いて実行する、そういう形をですね、私も理想としております。今回、話はずれますけれども、ワイナリーの件で企業誘致する件にあたりまして、今回行政もですね、加わっていろいろ取り組ませていただきました。職員もですね、最初はですね、どのように動いて良いのかというのを困惑していた部分もありますけれども、最終的には職員の皆さんもですね、前向きに捉えていただき、様々な部分で力を発揮していただいたというふうに私は感じております。今後も、そのような部分で行政側である職員がですね、町民とともにまちづくりができる、そういう形を目指してですね、やっていけるように私も努力してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）私も本当にこの間の仁木カフェみたいなことをね、定期的にやるのが住民が何を望んでいるのか知れるっていうことで、すごく大事だになっていうことを感じました。若い職員が2名、その場にいましたけれども、やっぱりそういうところにどんどんと入ってもらって意見交換をすることで、意識が高まっていくんじゃないかなっていうことを痛切に感じましたので、ぜひ進めてほしいなと思います。2点目の在来線のことですけれども、町長や企画課長が幹事会に出席しておられるようですけれども、仁木町の住民の立場に立っての発言や討論の場に参加してほしいんです。なぜ新幹線が通るからJRから経営分離されるのか、新幹線が道民の夢かもしれません。また、オリンピックが来るからどうしてもやっぱりそういう新幹線が来ることに反対はしませんけれども、しかしその夢のために、仁木町の住民を犠牲にして良いんでしょうか。全く別のものだと思います。私たちはこの間、住民の会として函館本線沿線の町村のアンケート調査を行いました。結果はまだ出ておりませんが、たくさん返答が返っています。私は、仁木、銀山、然別の駅付近の町内会にお願いいたしまして、アンケートを集めてもらいました。その中には、「冬などは電車の方が遅れたりすることが少ないので通学には欠かせない。」「銀山地域はJRがなくなったら大変困ります。」「通勤はJRを使っています。」「高齢化が進んでいるため、JRはなくてはならない乗り物です。来年80歳、目に問題があり、免許更新が難しい状況です。」「函館本線の列車自体が運行の役割でなく、観光の対象となるように、例えば行楽シーズンに列車が通過する土地の案内をして、各駅で何かイベント計画をする等、何か付加価値を少しでも盛り込み利用を高め、新幹線とは違う良さを生かして経営を継続してほしい。」「儲かる新幹線は引き受け、儲からない在来線はぶった切る。公的事業者として無責任極まりない。高齢化時代に突入して、高齢者の自動車運転免許返納を進める傍ら、一番安全で確実に高齢者や障がい者に優しいバリアフリーの進んでいる鉄道を廃止することは、これからの時代背景に逆行する行為としか言いようがない。」「あるバス会社は、企業努力で収益を上げています。JR北海道にはその努力があるだろうか。鉄道事業は疎かにし、鉄道以外に目を向け過ぎています。」とか、これ以外にたくさん書込みがありました。こういうたくさん意見をもらって、やはりこのJRをなくしてはいけなくなっていることを痛切に考えます。そして11月7日、北海道新幹線シンポジウムが倶知安町で開かれました。その中で、北海道商科大学の佐藤教授が、札幌駅から余市駅までの在来線はバッテリーハイブリット電車の導入が可能が大だと言っておりました。電化路線で充電しバッテリーで余市まで走れると、充電所を仁木に作ってもらえるようなことを考えることはできないのか。また、これからはバッテリーだってどんどん進化するでしょう。これは働き方次第だと思うのですが、どういうふうに考えますでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）在来線の存続についてはですね、これまでもいろいろ議論が交わされたことだというふうに私も聞いておりますけれども、ただですね、JR北海道にも様々な課題は抱えておりますけれども、今後新幹線ができて、新幹線を経営するのか、そして並行在来線も一緒にやるのかとなるとですね、どうしても一企業はですね、なかなか利益が出ない並行在来線を切らなきゃいけないという状況に陥ってしまうのはわからないでもないですけれども、ただ今後存続をするかどうかというのをですね、上村議員が申しますとおり、その前に本町のこの交通手段がじゃあ何が適しているのかというのをですね、まず先に検討しなければならないというふうに私思っているんです。本町にとって、在来線を残すことが

果たして今後の町の交通機関として求められているものなのか、しっかりと実情を把握してですね、地域住民や利用者の意見を聞くことが大事だというふうに思っています。それが先程言ったような、そういう仁木駅カフェのような場ですね、皆さんそういう課題も含めて皆で本当に交通機関としていったい何が必要なのかということですね、お聞きしたいなというふうに思っております。在来線を残すことだけが重要ではなく、在来線をいかにどう使うかということですね、行政、そして町民の皆さんとですね、様々な議論を交わして、そして近いうちにその仁木町ならではの、一番適した交通機関というものを確立を目指して取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）私もこう駅を中心にまちづくりっていうことは考えなければならないなと思っております。けれども、こうバスがずっとこう通して札幌までっていうことと、JRがこの在来線を守ることがね、違うと思うんですね。拙速にこうバス転換しないようになっていうことは町に強く望みますしね、町の中の交通手段っていうか、JRまでバスや車がこう行くっていうことは考えなければなりませんけれども、やはり住民の方のいろんな意見を聞きながらそういうふうに進めていってはもらいたいと思っておりますけれどもね、住民の足を守るということではね、比布町のこのお年寄りの足を守るっていうことでやっぱりこう長年協議を重ねてきた結果、こういうものが各町できているんですね。それで、やっぱりこういう話し合いの場を作ることがうちの町にも求められていますし、JR廃止されるのはまだまだ先の話ですからね、やはりそういうプロジェクトというか、住民の足を守る協議会みたいなものをやっぱり町で作ってもらって、本当にこう今から考えないとならない問題ですし、やはり足がないとお年寄りみんな息子さんや娘さんのところに行ってしまうっていう可能性もありますしね、やはりこの人口減は新しい人たちがたくさん来るっていうことも必要ですけども、今の住民がやはりそこで暮らしやすいというか、本当に住みやすい町になるようにね、考えていくために、やはり私はその協議会、懇話会というか、そういうものを増やして行って、本当に町の意見を汲み取ってほしいなと思っておりますけれども、最後をお願いします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員はですね、先日の、第4回定例会、昨年ですね、今年も第2回の定例会でもデマンドバスとか、そういう交通機関に関しては非常に心配されているいろいろ質問されておりますので、その辺も私も思いは一緒ですね、ただ、そのような場をですね、今まで町としてまだ作り上げてないということに対してですね、非常に私も不徳の致すところであります。しかし、新年度からそのような先程上村議員がおっしゃったような協議会や懇親会の場、懇話会の場、そういうような部分をですね、私も本当に力を入れて作ってまいりたいというふうに思っておりますので、その辺はもう少しお待ちいただいてご理解いただきたいと思っております。以上です。

○7番（上村智恵子）以上で、終わります。

○議長（山下敏二）昼食のために、1時まで休憩をとります。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時00分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第9、一般質問を続けます。一般質問『農業経営安定対策について』、『本町の学校教育について』、以上2件について、林議員の発言を許します。

○6番（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○6番（林 正一）先に通告してございました質問事項であります。農業経営安定対策についてでございます。本町は、果実とやすらぎの里をテーマに、サクランボ・ブドウ・プルーン・リンゴ・トマトなどの果樹・野菜、そして、水稻を栽培する第一次産業を基幹産業とする町であります。しかし、農業経営の実態は、後継者不足や農業従事者の高齢化により非常に厳しい状況にあります。また、現在の農業経営は、施設整備や農業機械などに多くの投資が必要であり、農業経営者は、多額の負債を抱えているのが現状であります。そのため、安定した農業経営を持続するためには、1点目といたしまして、農業後継者問題に対して、今後どのような対策を講じるのか。2点目といたしまして、農業経営を安定させるためには、今後どのように指導していくのか。以上2点について、再質問を留保してお伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、林議員からの農業経営安定対策についての質問にお答えいたします。

1点目の本町における農業後継者の状況についてであります。平成22年の農林業センサスによりますと、同居あるいは別居の農業後継者のいる農家は34%となっており、全道平均の31%を上回っているものの、農業経営者の高齢化が急速に進む中において、意欲と能力のある担い手の育成確保は喫緊の課題となっております。その中で農家子弟は、親などが経営、利用していた農地や機械、施設などの経営資産を引き継ぐことにより、円滑に就農することができることから、本町の農業、農村の持続的な発展を図っていくためには、農外からの新規参入者はもとより、新規学卒者やUターンなど、農家子弟の就農を積極的に進めていくことが重要であると考えております。このことから、農家子弟が親の経営を継承し、次代の経営者として発展していけるよう仁木町農業担い手育成に関する条例に基づく就農奨励金の交付や農業改良普及センターとの連携の下、農村ゼミナールの開催や技術指導などに取り組んできたところであります。更に、農家子弟などを対象とした就農の動機づけを行う研修の開催など、意欲をもって自家の経営を継承できるよう、関係機関・団体と連携の下、取組みを強化してまいります。

2点目の農業経営の安定化に向けた指導について、申し上げます。地域農業を支える意欲ある農業者を育成確保していくためには、農業所得の安定的な確保が重要なものと考えております。このため、町では、これまでも施設園芸ハウス導入事業、地力増進対策事業、桜桃結実促進事業などの生産振興対策や、ブランド産地事業などを通じまして、農業所得の安定確保に向けた支援や指導に取り組んでいるところであります。更に、経営意欲を有しながらも、経営環境の悪化などにより、負債の償還が困難となっている農業者に対しましては、国の支援制度を効果的に活用し、関係機関・団体と連携の上、経営再建に向けた指導を行ってきているところであります。しかし、米価格の下落や急激な円安に伴う資材費の高騰等による農業経営への影響が懸念されていることから、今後とも国や道の支援制度を有効に活用しながら、関係機関・団体との密接な連携の下、引き続き農業経営の安定化に向けた対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○6番（林 正一）まず1点目の後継者問題でございますけれども、Uターンで帰ってきているって最近聞きますけれども、息子さんが帰ってくる、それからの娘さんがその結婚して旦那さんを連れて帰ってくるとか、それから孫が来てやっているというのは増えていると聞いていますけれども、そのこの10年間ぐらいで、どのぐらいの方が後継者として帰ってきているのか、わかりましたらお願いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問に関しましては、泉谷農政課長の方からご説明申し上げたいと思います。

○農政課長（泉谷 享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）新規就農者並びに農業後継者の支援ということで、農業者の高齢化などにより、後継者対策は重要な課題となっております。町では、仁木町農業担い手育成に関する条例に基づき、支援を行っているところでありますけれども、新規農業後継者ということで、町からの給付を受けている方は、平成12年度から今年度までで38名という状況であります。以上です。

○6番（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○6番（林 正一）喜ばしいことだと思います。2点目といたしましてですね、本年度はですね、果樹・野菜、それから水稲にしましてもですね、大変豊作で喜ばしいと思っていたんですけども、聞くところによりますと、サクランボと水稲に関しては、良い物がたくさん採れても豊作貧乏だっていることを聞いておりますけれども、これに対しましてですね、町長は町長になられた時、一番最初に私ちょっと話したんですけども、6次産業でいかなければだめではないのかと、6次産業をこう進めていかなきゃだめなのかという話をしたんですけども、こうやって今年みたいにこんなことがあるとですね、やっぱりその6次産業の方に考えていかなければならないということだと思うんですけども、町長、これに関してはどう思われますか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私、先程林議員がおっしゃったとおりですね、就任当初から6次産業化については力を注いできているところでございます。特に、サクランボに関してはですね、今まではなかなか結実しないということで、なかなかサクランボの収穫は見込めなかったんですけども、今年に限っては様々な要因があってですね、一気に豊作になり、またそれによって、たくさん余りが出てしまったという部分もあります。価格が下がったということもありますし、また、地域によってはサクランボがまだならないという事例もございました。そういうことを踏まえてですね、今年、大手の菓子メーカーでありますもりもとという企業がですね、今サクランボを、水門を、非常にスイーツとして活用したいというお話しをいただきまして、ぜひとも本町にあります水門をですね、活用していただきたいということで話を進めてですね、来年度から今まではあまりお金にならなかった水門という部分をですね、買っていただいて、少しでもお金になるようなそういう仕組みも作ってまいりたいというふうに考えております。また、それ以外にも、そのように活用できる農産物をですね、6次産業化に加工できるような、そういうこともですね、もっともっと様々な方法を考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○6番（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○6番（林 正一）それとですね、今サクランボのこと出たんですけども、米なんかも非常にですね、私も食べているんですけども、茨城の米だとか、それから魚沼産の米よりもおいしいですね。これ、今年もこれ豊作貧乏って値段が安いっていうので、これもですね、そのブドウも今この地域、仁木地域はワイン特区ですか、それがあるんですけど、米なんかはこれ、何て言うんですか、酒特区とかそのどぶろく特区みたいなのがこの地域はないんですか、そういうことはできないんですか、それちょっと。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）お米やその他の農産物に対してのその特区っていうものをですね、今あまり聞いたことはないんですけども、ただ、私もですね、本年度農協の組合長とですね、仙台に足を運びまして、今現実、お米をですね、全国的に見ても非常に米の価格が下がっている中、北海道だけは下がってはいるものの、それでもまだ高い値段がついているっていうことですね、北海道のブランドとしてのその価値が非常に高いということを確認しました。今後じゃあどのようにしていかなければいけないのかという部分ですね、やはり、北海道として農産物をもっと広めていくためにもですね、独自のルート、実際にトマト生産組合はですね、これまで様々な方法で緻密な販売方法や、又は独自のルートを確立してこのように大きくなったわけですから、それぞれの農家のそれぞれの農産物におきましてですね、トマトのそういう手法っていうのを見習いながらもそれぞれのルートを確立していくことに対して、町としても、また農協と一緒に協力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○6番（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○6番（林 正一）私は中学校の頃まで、50年前ですけども、祖父と祖母に育てられたんですけども、その時は農家は良い物を作れば、問屋さんや農協さんが売ってくれるからっていうことだったんですけども、この20年ぐらい、もう売り口がないとだめなように今度なってきたていまして、一応早くトマトの生産組合何ぼかあるんですけども、そこは売り口を決めたりしていますけれども、他はないものですかね、だからそれなりにやっぱりその6次産業っていうのを早く考えていかなきゃならないのではないかなと思うんですけども、最後にそれ一つ聞いて。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先程の答弁と重複するかもしれないですけども、今までの時代は良い物を作ることだけを重点に農家の人たちが励んでこられたというふうに思いますけれども、これからの時代、林議員ももうご存じのとおり、良い物だけを作ってもなかなか勝負できない時代になってきました。良い物を作ることはもちろん大前提ではございますけれども、今後それをいかにして売るかということまで、農家の人たちは求められている時代に来ております。ですから、私も農家の人たちにですね、生産者としての意識だけではなく、経営者としての意識を持ってこれから取り組んでいかなければならないと強く申しているところでございますので、今後も変わらずに農家の人たちにもですね、そういう部分を意識を向上して、これからの時代も闘い抜ける農業を目指して頑張りたいというふうに思っております。以上です。

○6番（林 正一）終わります。

続きまして、これも先に通告してございました質問事項でございます。本町の学校教育についてござ

います。子どもは世界の宝。立派な人間に育てましょう。「親、教師は子どものかがみ。身をもって模範を示そう」という名言があります。そこで1点目といたしまして、いじめ・不登校問題について、新聞を広げますと毎日のように、いじめ・不登校に関する記事が載っております。本町における現状と実態、対策についてお伺いいたします。2点目として、児童・生徒の学力・体力の向上について、ここ数年、道内の生徒の学力・生徒の体力は、全国的にも最下位のレベルとされています。本町の現状はどのようになっているのか。また、これからどのような対策を考えているのかを、再質問を留保してお尋ねいたします。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）只今の林議員からの、本町の学校教育についての質問にお答えいたします。

1点目のいじめ・不登校問題について、申し上げます。本町におけるいじめ不登校の現状と実態につきましては、現在、いじめを受けている児童・生徒、不登校の児童・生徒はおりません。いじめに対する実態把握につきましては、日頃から子どもたちの様子を教職員が情報共有すると同時に、教育委員会も毎月開催の校長会、教頭会において確認しているところであります。また、年2回、6月と11月であります。児童・生徒に対してアンケート調査を実施し、その実態把握に努めております。対策につきましては、各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し校内組織の構築を図っているほか、北海道教育委員会によるスクールカウンセラー活用事業を今年度から取入れ、各中学校にスクールカウンセラーを配置し、小学校と連携しながら、月2回程度いじめや不登校、友人関係など悩みを抱える児童・生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者への助言をいただく環境を整備しております。

2点目の児童・生徒の学力体力の向上について、申し上げます。毎年参加している全国学力・学習状況調査、この調査対象は小学6年生と中学3年生であります。この調査の結果から、基礎学力の定着は見られるものの、知識・技能の活用力が弱いなどの課題がうかがえます。なお、全国学力・学習状況調査につきましては、本年4月30日開催の第2回仁木町議会臨時会において教育行政報告いたしました。参加児童・生徒数が少ないことから、個人の結果が特定されるおそれがあり、また、公表によって序列化や過度な競争が生じる可能性があるため、教育的配慮から結果を公表しないこととしております。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査、この調査対象は小学5年生と中学2年生であります。この調査につきましては、学校間及び男女でばらつきがあり、総体的に柔軟性や敏捷性に課題がうかがえます。本調査結果につきましても、本年12月5日開催の第12回仁木町教育委員会定例会において、全国学力・学習状況調査と同様の観点から、仁木町教育委員会として公表しないことを決定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、各学校においては、学校だより等を通じ、当該調査結果の概要をお知らせするほか、保護者に対し個別で詳細な結果を通知しております。学力向上の取組みにつきましては、教職員や学力向上支援員、更には教育委員会職員による放課後学習会や長期休業期間中の学習会などを実施しております。また、後志教育研修センター等が実施する研修講座への参加を促し、教職員の資質向上にも努めております。体力向上の取組みにつきましては、北海道教育委員会によるどさん子元気アップチャレンジ、これは縄跳び選手権と言われているものであります。それへの参加、スポーツ少年団と連携した体力測定会や小学校陸上競技大会の実施、中体連等スポーツ大会への参加促進を図っております。今後も引き続き、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスのとれた仁木町教育の推進に努めてまいります。以上でございます。

○6番（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○6番（林 正一）1点目のいじめ・不登校でございますけれども、このあいだ新聞でちょっと最近見たんですけれども、何か今携帯、スマホってスマートフォンですか、それで何かね、いじめがあるぞっていうのが書いてあったんですけれども、私その携帯しか持っていないんでわからないんですけれどもね、何かメールをやったり、やりとりしたりして、それでこうなんか書いてあったんですけれど、そういうことは、今それどういう予防とかそういうのはどういふようになっているのか、ちょっと。

○教育次長（嶋井康夫）議長。

○議長（山下敏二）嶋井教育次長。

○教育次長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えします。各学校においてですね、今言われていたような携帯・スマートフォン、そういうようなもので子どもたちがLINEですとか、ツイッターですとかそういうような形で広くいろんな人たちと交流・コミュニケーションを取っていると、その中で誰々さんがというような抽象的な書き込みをする場合があるといういじめのことだと思います。私どもの町の中ではですね、携帯等学校への持込み、そういうものは学校で預からせてもらうですとか、そういう形ですね、持ち込まないように、また、そういうものの使い方についての勉強会、そういうものを学校の方で開いていただいております。それと父兄に対してもですね、例えばそのいじめとは違うんですけれども、子どもたちがいかかわしいようなサイトを見ないようにということで、フィルタリングというそういうものを見れなくするという機能があるということなども父兄の方にもですね、お伝えしながらそういうものでの非行、悪い方、また、いじめ、そういうものが起きないようにということでの対応を取っているところでございます。以上です。

○6番（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○6番（林 正一）次に、成績っていうんですか、公表しないって言ったんですけれどもね、これって個人情報だからっていうことでしょうかね、知る権利も子どもにもあると思うんですよね。それでないと、その自分がどの位置にいて、どの位置に何もわからないで、それで君は大丈夫だからって言われて、1番だから大丈夫だからと言ってその高校を受けたけれども、ぜんぜん2番とか3番の子が受かって、その子が落ちたということがあるんで、そういう何て言うのかな、それただ公表しない、親が分かれば良い、それちょっとそこのところね、もう少しどうにかならないですかね、それを一つ。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）質問に対するその答弁の仕方がまずかったのかですね、林議員の方にですね、私の教育委員会の思いが伝わってないという部分をお詫びしたいと思っておりますけれども、決して子ども、保護者にも公表していないということではありません。公表しております。ただ、あくまでもその公表っていうのは、広くいろんな方にですね、仁木の実態ですとか、そういうものを公表すべきかという部分については、教育委員会としてそれは教育的配慮からすべきではないという判断に立ちまして、児童・生徒、また、保護者の方にはですね、自分の立ち位置も含めて、また、どこが児童・生徒に対してですね、力不足のところがあるのかですね、弱点なのか、そういうところを分析しながらですね、先生方は説明し、また、授業改善に生かしているという部分でございますので、その辺ご理解願いたいと思っております。

○6番（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○6番（林 正一）そうですね、それでないと、困りますものね。いずれにしましてもですね、この何というんですかね、学校、家庭、それからその地域の住民、みんなその連携と言いますかね、私たちがスポーツを教えていても、子どもにこう言うんですけども、おにぎりだということを言うんですけどもね、中にこう先生がいて、そしてその周りに生徒がいて、その外のゴマだとか海苔が地域住民だと思って、そういうことを子どもに教えてきたんですけどもね、それが今ないっていうか、無関心っていうかですね、見て見ぬふりとかってそういうふうにかう最近なっているような気がするんですよ。無責任って言うのは、それは言い過ぎかもしれませんが、何かそういうのがこの私がここ50年ぐらいかう教育に携わってきて思うんですけどもね、何か最近その、これも新聞で、何かあった時に教育委員会にかう来るって言うのは、その連絡がすごく教育委員会に来るまでが遅いって言うのが新聞に載っていましたがね、何かそういう連携って言うんですかね、それがなくなってないかと思うんですよ、それちょっと、そこのところ、ちょっと。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）私は、林議員とは全く逆の意見を持っています。私、教育長になってから2年経過しましたが、毎年子どもたちに感動をいただいているという場面が多くなってきております。例を言いますと、フルーツ合唱団、あの小さな学校で小さな編成で、後志で優勝して全道大会に出ると、それがもう3年連続続いています。また、野球スポーツ少年団にしてもそうです。陸上スポーツ少年団も今回新たにできました。少年団活動は小学校だけでありますけれども、それをどうにか中学校で引き継いでくれないかと、スポーツ少年団の保護者の方が中学校の校長に会って、平成27年度に新たに陸上部を作ってほしいというようなお話をされたということを校長からも聞きまして、校長もその要望に応えるべくですね、新しく部を作っていきたいという考えを持っているようです。ここまで子どもたちの活動を支えているのは、子どもたちの頑張りはもちろんですけども、それを指導する学校の先生でもあり、また、地域の指導者が育てているからだと思います。これは一時かもしれませんが、そのような指導をする環境、また、人づくりというものをやはり教育委員会が今後もしっかりとその指導者育成のためですね、施策なりを考えていかなければならないというふうにおさえております。そういう部分からして、決して仁木町はそういう部分で、学校・家庭・地域がそれぞれ別の方向を向いているわけではなくて、同じような方向を見ながら、子どもたちの健全育成のために頑張っている町だということで、私は自負しているところでございます。以上です。

○6番（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○6番（林 正一）よくわかりました。それでまずその教育というのはね、学校があって、家庭があって、そして地域住民、これはもう児童というか中学生までですか、児童、児童福祉法でもね、守ってやらなきゃいけないわけだし、もちろん私が前段申したように、子どもは世界の宝ですから、立派な人間に育ててなければいけません。親、教師は子どものかがみ、身を持って模範を示さなきゃ、これからもそうですね、答弁は要りませんが、これからも教育は奥深いですから、一所一向になってやっていかなきゃいけないと私も思っていますけども、多分そうやってほしいと思います。最後に一言だけ。本当に教育には終着駅がありません。終わります。ご清聴感謝します。

○議長（山下敏二）続いて、『成年後見制度について』、以上1件について、住吉議員の発言を許します。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）成年後見制度について。成年後見制度は、認知症高齢者、障がい者などの個人の権利擁護制度です。認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需用は更に増大することが見込まれます。現在のところ、大多数は親族が申立てし、親族が成年後見人になっていますが、様々な事情により、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が後見人として裁判所に選任されている例もあります。選任件数が年々増えていることから、専門職後見人の対応が困難になりつつあり、厚生労働省は市民後見推進事業として、一般市民による後見人を養成し、市民後見人を中心とした支援体制を構築することとして推進しています。本町における成年後見制度について、1点目、判断能力が不十分となった高齢者、障がい者に対して、後見制度をどのような内容で進めていこうとしているのか、2点目、厚生労働省は団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症割合が高齢者人口の15%と推計しています。2025年、本町における認知症推計人数と激増する認知症患者への対策について、3点目、小樽・北しりべし成年後見センターの本町における利用状況と市民後見人の養成、活動の推進について、4点目、小樽・北しりべし成年後見センターに対する町村の意向はどのように意見反映されているのか、以上4点について伺います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の住吉英子議員からの、成年後見制度についての質問にお答えいたします。

1点目の判断能力が不十分となった高齢者、障がい者に対する後見制度の進め方についてであります。町では平成22年4月から小樽市を中心として、北後志5町村、余市町、仁木町、古平町、積丹町、赤井川村が進める国の定住自立圏構想に加わることをいたしました。そのメニューの一つとして、成年後見事業が含まれております。実務は、5町村から委任を受けた小樽市との協定の下、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会が、小樽・北しりべし成年後見センターを設置し、事業運営をしております。運営費の大部分は6市町村からの負担金によって賄われておりますが、今後ともこの体制を維持し、町民への制度適用を図ってまいりたいと考えております。

2点目の2025年の本町における認知症推計人数及び激増する認知症患者への対応について、申し上げます。本年3月31日現在の本町の要支援及び要介護認定者236名中51名が、主治医意見書により認知症と診断されております。また、本年1月に後志広域連合が実施しました日常生活圏域ニーズ調査の結果では、認知症のリスクを問う物忘れについての4つの質問に対して、調査回答者678名中274名が1つ以上自覚があるという回答でありました。以上の2つの結果から914名中325名の35.6%が認知症及び認知症予防支援が必要なりリスク該当者であると推計しております。2025年の65歳以上人口は、第5期仁木町総合計画における人口予測から約1280人と推計されますので、35.6%の割合を乗じまして、認知症及び認知症予防支援が必要なりリスク該当者の推計人数は約460人と見込んでおります。激増する認知症高齢者への対策といたしましては、これまで認知機能・記憶力低下の予防の効果が期待できるふまねっと運動の推進、認知症につながる引きこもり防止を図るいきいきクラブの開催、認知症サポーター養成講座や認知症高齢者を地域で支えるための講演会などを実施しております。今後は、新たに認知症の早期発見・早期治療に結びつくことが期待される高齢者でも操作しやすいタッチパネル式パソコンを活用した認知機能向上システムの導入な

どについても検討してまいりたいと考えております。

3点目の小樽・北しりべし成年後見センターの本町における利用状況と市民後見人の養成活動の推進につきましては、同センターが平成22年4月に開設後、本町在住者の成年後見の受任件数はありませんが、年平均3回の相談実績があります。市民後見人の養成、活動の推進につきましては、同センターが平成22年から小樽市及び北後志5町村の在住者を対象に市民後見人養成講座を開催しており、基礎編3日間、実践編4日間、施設実習1日の研修を受講し面接を受けた後、最終的に市民後見人として登録されている方が53名おり、本町からも2名の方が登録されております。本町から登録されている2名は、まだ受任実績がありませんが、今後順次市民後見人として活動される予定であります。

4点目の小樽・北しりべし成年後見センターに対する町村の意向の反映について、申し上げます。6市町村の担当課長、社会福祉協議会事務局長及び小樽・北しりべし成年後見センター所長による小樽・北しりべし成年後見センターに係る6市町村連絡会議が毎年2回開催され、この会議において、事業報告、決算及び事業計画、予算について議論をし意向を伝えております。本町からは、住民課長とほけん課長が出席しております。以上でございます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）答弁をいただきました中から、何点か質問させていただきます。まず、平成12年4月1日から介護保険制度と成年後見制度がスタートいたしました。成年後見制度は、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション、障がいのある人も家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会をつくるという理念、この理念と本人の保護の理念との調和を目的として作られてきました。社会福祉の基礎構造改革においても、措置制度から契約制度へと利用者が自ら福祉サービスを選択し、サービス提供事業者と契約する利用制度へと転換が図られています。これらの社会情勢を踏まえ、本人の状況に応じた弾力的でかつ利用しやすい制度として成年後見制度ができました。本町においては、小樽・北しりべし成年後見センターにて推進・取組みをされていると思いますけれども、町民への制度適用を図っていくとありましたが、これからもニーズの増加や多様化が考えられますが、成年後見制度の存在と役割を広く周知することは、とても大切なことと考えます。本町における周知方法について伺います。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）周知方法でございますけれども、広報紙で後見センターの内容について、周知しております。それとですね、平成24年小樽・北しりべし後見センターにお願いして、この制度の周知をするということで、勉強会を町内で開催しております。勉強会には、昨年ですけれども14名の方が出席されております。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）勉強会の内容とですね、私、役場の窓口で1年か2年前に行ったときに、この後見制度のこのパンフレットですね、法務省民事局が発行している、この物をちょっと持ち帰りまして、拝見しております。まず、この勉強会の内容とですね、どのような内容ですか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）内容につきましては、後見制度の概要、そしてこうなった場合には小樽・北しりべし後見センターが相談できるというような基礎的な内容でございます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）この参加された方というのは、一般町民の方なんですか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）一般職員と町の職員も含まれております。担当職員も出ております。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）なかなか成年後見制度といっても、馴染みのない言葉と私たちも新聞ですとか、こういうパンフレットなどを見ているんですけども、なかなか内容がわからない、また、まだまだ自分が元気だし関係ないって思われている方も多いのではないかなと思います。私自身も今年に入って司法書士の方の講演会に参加しまして、この後見制度についていろいろお話を聞いた中で、自分らしく生き、思いを確実に実現するためにも、この制度を活用することが必要であるとの理解を深めたところです。本町の一人暮らしの高齢者の方のところですね、お話をいろいろ聞くに当たっても、様々な不安を抱えて生活をされております。元気なうちはいいんですけども、そろそろ持ち家と土地をどうしたら良いかと考えている、けどどこにどう相談したら良いのかわからないっていう声も聞いております。また、この元気なうちからですね、そういうこの制度を知っていれば、空き家、空き地ですね、そういう予防対策にもなるのではないかなと思います。本町でもこの成年後見制度について、一人でも多くの方に知っていただくために、このようなその勉強会、講演会ですね、司法書士の方でも、いろんな方を招いて開催していくことについての考えはどうでしょうか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）小樽・北しりべし成年後見センターの事業の中にも後見制度の周知ということがございます。それで、町村がお願いしたらセンターの方で来て、学習会・勉強会開催できることとなっておりますので、また、町の方で開催したいと思います。また、今年度の養成講座、先程書いてありますけれども、この中で、町の職員3名も基礎編に3日間、ほけん課職員3名、住民課から1名、計4名が行って基礎知識について習得してまいりました。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）今のほけん課長の方からもお話があったようにですね、今、小樽、それからまた余市の社会福祉協議会においてもですね、こういう制度を用いて一人でも多くの方にですね、成年後見の内容を理解していただくことと、また、将来においての人材確保という意味でですね、基礎編からこういう講義を行うということで、私たち役場の方もですね、昨年、今年ですけれども、受講いたしました、昨年の中でまず自治体の職員から、また、関係職員からですね、しっかりとこういうことを、基本的なことから身に付けながらですね、広げていこうということで、余市開催ということでお願いをしてやった経緯がございますので、今後の中でも、これを広げていく意味ではですね、開催の方向にはできるかと思

ますが、先程言われたように基礎編から次の段階へ移る部分のものも必要となってまいりますので、段階を踏みながら、やっていると言うことでございます。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）養成講座ではなく、その講演会、成年後見制度における講演会を開いて、身近なものとして捉えていただくということが大事ではないかなと思います。またですね、その町民の方でこの相談にご来場されたときに、この成年後見制度の相談窓口ですね、その表示がカウンターにはないんじゃないかなと思うんです。あることによって相談に来られた方もわかりやすく、気軽に相談できるんじゃないかと考えておりますけれども、この窓口表示についてどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）現在のところ、先程のほけん課長の方から申したように広報活動においては、相談の部分の窓口は住民課、これについては障がい、それから知的障がい、精神障がいの部分、また、認知でありますとか介護についてはですね、ほけん課というようなことでありますが、これはどちらの方でも、結構でありますので、相談を受けることにはできると思います。また、表示についてはですね、今後の中でほけん課と住民課の方ですね、相談をいたしまして、なるべく本当に気軽に相談していただいでですね、今後の将来、不安のないようにですね、していけるような形で相談をできればというふうに思いますので、この部分を進めていきたいとします。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）ぜひカウンターにそういう表示をしていただければと思います。先程も言いましたけれども、そのパンフレット、カラー刷りでイラストも入ってわかりやすいような感じでは見させていただいておりました。でも、もっとわかりやすく、親しみやすいパンフレットとして、品川成年後見センターが作られている漫画で読む成年後見制度、誰でも分かりすぐ分かるという内容になっております。具体例が漫画で記されているんですけども、一人暮らしの場合ですとか、夫婦二人暮らしの場合、また、将来についてとかっていう形で障がいについてとか、いろいろな内容が本当にわかりやすくなっている冊子になるんですけども、このようなその時その時の状態に応じた方たちに、この制度は誰でもこのように使える、困った時にこういう制度に助けを求めることができるなど、その一人一人に気軽に理解してもらえぬ冊子がありますので、またこの先進地のこういう情報を基に、また啓発行為をしてはどうかと考えますが、どうでしょうか。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）今申されたように内容的にはですね、理解をするということになりますと、本当に複雑な部分も出てまいります。ただ、やはり住民の方にとってはですね、手軽に見ながら、大体の概略がわかる、またそうなってくると詳しく内容についてはですね、役場の方に行って相談するとかという、一連の行為ができるような形でですね、今言われました先進地のものの資料を参考にしたり、そういうようなものを基にしながらですね、例えば広報で、班回覧であるとか、そういうような回覧をしながらですね、興味のある方についてはそういう形で見ながら、また、どこに相談すれば良いのかというようなことも周

知できるような形で進めていきたいと思えます。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）普及活動、また、その周知活動の推進をよろしくお願ひしたいと思えます。次に、タッチパネル式パソコンを活用した、その認知機能向上システムの導入を考えられているということだったんですけども、具体的にいつ頃からどのような形で導入されるのか、お伺ひしたいと思えます。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）タッチパネル式のパソコンでございますけども、どうしてもキーボードだと高齢の方が使いづらいということで、パソコンのパネルに直接タッチして、いろいろチェックするというもので、例えばいくつかの質問に答えて、記憶、計算、言語、視覚、注意力などのチェックをしたり、短期記憶や見当式、見当式っていうのは現在の年月や時刻、自分がどこにいるかなど基本的な状況把握のことですけれども、そういうことを点数で評価して、結果を印字できるようなそういう今パソコンの導入を考えております。具体的にはちょっと補助制度も活用したいと考えてまして、既に申請しておりますけれども、それがもし該当になれば新年度から活用できると。活用に当たっては、保健師が指導しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）1日も早い導入を期待したいと思えます。市民後見人として登録されている方が53名、本町から2名が登録されているということですが、研修を受講し登録に至るまでのその個人の費用負担っていうのがあるんでしょうか。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）これについて講習をいたしますので、当然ここに示します成年後見、初めての成年後見という冊子があるんですけども、こういうようなものを教材としてやってまいりますので、例えば基礎編であれば、例えば2000円くらいかかるとか、次の段階で3000円くらいかかるとかっていう自己負担の部分は発生する部分は出てまいります。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）登録料はいらぬということなんですね。後見人の方の、またその報酬についてもまたお聞きしたいんですけども、どのようになっているんでしょうか。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）報酬につきましては、これは様々ございまして、例えば後見人、成年後見人になられてですね、これは一般の方もなっておりますし、またあの弁護士の方であるとか、行政書士の方であるとか、そういう職としてまたやっている方もございます。持っている最終的な資産によりまして、後見人の方ですね、報酬の額も変わってまいります。また、逆に町長申立ての場合なんかによくありますが、逆にマイナスの負の財産をお持ちの方もございます、そうすると、当然、資産は全くないと、預金も何も

ないという方もおりますので、この場合には最低限、金額が例えば1万円でありますとか、そういうものが家庭裁判所の方から裁定されまして、それを基に成年後見人が受取ると言う形になっておりますので、その状況に応じまして、金額が変わってまいります。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）はい、わかりました。市民後見人の活動なんですけれども、53名いろんな地域の方がなっていると思うんですけれども、この活動のその地域というのは限定されているんでしょうか。例えば、仁木の、2名の仁木の方が登録されていますが、この方は仁木町のみで活動するのか、それとも小樽この6市町村ですね、全体で動けるのか。そこら辺はどのようになっているんでしょうか。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）これは基本的には地元市町村の中だと、そして最大限に動いてもですね、6市町村内、北後志内ということで、これ越境することはできません。ただ、大変申し訳ないのですが、仁木町においてはまだ1件もまだ受任されているケースがないので、この部分についての、例えばあの成年後見人の方が仁木町には2名の方がおりますけれども、その受ける内容によってですね、このかたちが受けるのか、受けることがちょっとできないような状態であるのか、そのところちょっとわかりませんが、じゃあ自町村のみなのか、それとも他町村までまたがるのかは、ちょっと今のところ受任関係で、こちらの方今、やっている方いないものですから、そのところちょっとまだこちらの方で調べておりません。以上です。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）今現在、市民後見人、積丹町にはいらっしゃいません。ですから、こういう場合につきましては、近隣町村でカバーするという形で、原則的にはその同じ町村となっていますけれども、いない場合にはそういうことも考えられています。ただし、積丹町でも次回に向けて後見人の養成を考えているようです。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）2025年の認知症及び認知症予防支援が必要なリスク該当者の推計人数、約460人とのことなんですけれども、現在2名の方が市民後見人として登録されております。この2025年に向けて、この市民後見人は2名で足りるのか、またどのぐらい必要になると考えているのか、お聞きします。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）今、町内と言うより小樽・北しりべし後見センターの管内での状況を申しますと、小樽・北しりべし後見センターで後見に関する後見補佐・補助計31件の受任件数がございます。それで、後見人につきましては53名ということで、今のところ、市民後見人の数が倍ぐらいいるといことなんですけれども、議員おっしゃるとおり、これから益々増えるということがございますので、なるべくその養成講座等に参加していただいて、市民後見人を増やしていきたいと考えております。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）今後のそういう需要に対して、市民後見人の養成・確保の対策について、推進をしていただきたいと思います。最後に、4点目ですが、平成26年度予算に北しりべし成年後見センター負担金29万9000円が計上されております。この金額は年度によって変わるのでしょうか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）負担金につきましては、まず人件費でございますけれども、これは、管内の高齢者人口割で決まります。それと、あと後見事業費というのと事務費というのがあります。これにつきましては、受任した町村のこの受任件数で割合が決まりますので、もし毎年同じという額にはならないと思います。受任があれば増えますし、高齢者人口が増えるとまた割合が増えるという状況になります。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）年2回開催の6市町村連絡会議において、こう見えてきた問題点ですとか、課題ですとか、また、本町からどのような意向を伝えているのか、お聞きします。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）先程、住民課長が申しあげましたけれども、後見人の養成講座、小樽・北しりべしということで、どうしても小樽の方の開催が多かったということで、今年度、第1回の方で、北後志の方で開催していただければ、北後志の方の住民が多く参加できるということで、今回は余市町で開催していただいております。また、先程言いましたけれども勉強会等につきましても、町村から要望があればセンターの方で来て開催していただけるということです。あと、意向としましては、やはり町村の方でこれからまだないですけれども、市町村長申立て等がある場合、やはり町村で事務を行うわけですけれども、後見センターの方がやっぱり専門的ですから、その辺指導よろしくお願ひしたいということは伝えております。また、当然センターの方でも、指導してスムーズに進めていただけると考えております。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）最後です。小樽・北しりべし成年後見センターは、高齢者や障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、成年後見制度などの利用を進め権利を守るための支援を目的としています。今後も、6市町村の住民のセーフティーネットとして支えを必要とする方々の付託に応えることを要望して質問を終わります。以上です。ありがとうございます。

○議長（山下敏二）続いて、『協働によるまちづくりの推進について』、以上1件について、大野議員の発言を許します。

○5番（大野雅義）議長。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）協働によるまちづくりの推進について。人口減少、少子高齢化の深まる問題を抱える地方自治体にあっては、社会・経済を活性化させるとともに、住む人々に誇りと満足感を抱かせる持続可能なまちづくりの推進を図っていくことが喫緊の課題と考えております。このような状況の中、北海道横

断自動車道余市インターチェンジが4年後に開業し、更には共和～余市間が新規事業区間として、今年度より着工され、町内には2か所のインターチェンジが設置される予定であります。また、民間企業によるワイナリー計画、通信制高校の開校計画など、本町の発展に大きな期待が寄せられております。しかし、これらの計画推進に当たっては、官民協働の精神が必要不可欠であると考えます。このチャンスを逃がすことなく、良いことは精力的に推進することを前提に、官民間わずみんなで話し合い、積極的に協力していなければならないと考えますが、町長の見解を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）大野議員からの協働によるまちづくりの推進についての質問にお答えいたします。官民協働の精神によるまちづくり計画推進の考え方についてであります。第5期仁木町総合計画の第5章、協働・町民参加の推進におきまして、町民と行政が情報を共有して良きパートナーとして連携し、町民ひとり一人が積極的に町政に参加しやすい機会の拡大を図りますとしておりますことから、北海道横断自動車道の整備や、ワイナリー計画及び通信制の北海道芸術高等学校の開校等につきましては、引き続き情報提供をしてまいります。今後におきましても、厳しい財政状況と急速な少子高齢化の進展の中、多様化する町民の皆様からのニーズに対応するため、町民と行政が協力して、共に支え合う共生・協働のまちづくりを推進していく所存であります。以上でございます。

○5番（大野雅義）議長。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）只今、町長からの答弁がありました。答弁書の中に、第5期の仁木町総合計画の第5章の協働という、町民参加の推進という答弁もいただきました。ここに、第5期の仁木町総合計画の実績書、実施計画の実施書、25年度ということの書類もいただいておりますが、この中で、第5章の協働という中で、持続可能な行財政運営と協働のまちづくりという項目の中で、町民参加の推進という項目がございまして、そこでは町民参加の高揚と、それともう1つが町民参加の拡大促進ということの、これは実績ですね、25年度のあれがあるんですけども、これによりますとあまり大きな予算も使っていない、あまりその高揚につきましても、ただ項目だけということがありまして、これらについては今後、これは25年度の実績です、今後についてはどういう考えがあるのか。このことについても、まず、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。第5期仁木町総合計画の中のご指摘でございますが、町民参加の推進の部分では基本方針といたしまして、町民参加意識の高揚、更には町民参加の拡大・促進ということで、基本方針を掲げているものでございます。町民の皆さんからのご参加いただくための意識の高揚につきましては、町が行うアンケート調査への回答だとか、あるいは町から示される広報にきでの周知に対するご意見だとか、あるいは町の公式ホームページがございまして、そこで提供する報告等に関しましてのご意見等だとか、そういったものをいただきながら、町民の皆さんからの参加意識の高揚を図ってきたいというものでございます。また、町民の皆さんが参加していただく機会を広げていくということにつきましては、各種委員を町として募集するときに公募をしていくだとか、あるいは町内会などで開催されております各種事業集会等についての活動に対するご意見をいただく、あるいは活動に対する支

援をしていくという機会、また、情報の提供をいただくだとか、あるいはこちらから情報をご提供するだとか、そういったことで、町民の皆さんとの繋がりを強めていきたいというものでございます。以上でございます。

○5番（大野雅義）議長。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）このことにつきましてはですね、同僚の議員からもいろいろ質問もありました。その中で、一緒になって、みんなと一緒にいろいろなことを考えていこうということが、すべてそれに集約すると思うんですけども、今の実施された実績のそれではあまり我々としてはピンと来ないような状況でないかというふうにも思っております。町長は、第3回のその行政報告の中でも、関係機関・各団体と密接な関連を持ちながら、この3つの計画のそれを誘致したいと、又は、その町との協働の事業との気持ち、町の事業との気持ちで、ぜひいろいろその、いろんな心配事もありますけれども、十分、十二分に協議して前向きに進めていきたいということもありますけれども、このことについて、今この3つのことについてはこういういろいろ新聞報道とか、テレビだとか、それも何回もテレビ報道については何回も放映されている中で、我々仁木町民としても期待している、また、その他の各町村についても、いや仁木って素晴らしいことを考えるんですねと、よくこういう企業を呼んでくれましたねと、多いに期待していますということもいろいろ聞きます。そういった中で、もう一度、町長におきましては、このチャンスを逃さないためにどういうふうにして行くのかということについて、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）大野議員からですね、非常に前向きなご意見をいただいて、私もすごくありがたく思っておりますけれども、今回のワイナリーの件に関して言いますとですね、私は地域住民の皆様方の参加に、ご協力により円滑かつ迅速に進めることができたのではないかと考えております。企業を誘致するにあたり、今回私たちも多くのことを学ばせていただきました。最も重要なことはですね、企業や地域住民に対して、親身に対応するっていうことでもあります。いくら企業誘致と言って今までも入口は広がっていましたが、実際は入ってみたら受入態勢がなっていないと。誘致することは非常に難しかったわけではありますけれども、ただ、それに関わる住民の理解がなければ、やはりお互い良好な関係も生まれませんし、今後におきましても企業誘致をするに当たりですね、行政だけではなく、やはりその周りの地域住民の方々が協力体制を持って、初めて企業を誘致できるんだということを学ばせていただきました。私、先程の大野議員のそのまちづくりに対してですね、なかなかその予算も組まれてなく、姿が見えないというふうにおっしゃっていましたが、私は必ずしも地域住民の方々がまちづくりをすることにお金をかけることが大事だというふうには思っていないんですね。やはりまちづくりをするという意識を高めることに対しては、別にお金はかかりません。ですから、今回ワイナリーということですね、多くの町民の皆さんが仁木町にワイナリーをもって、このワイナリーでこの町を活性化させるんだという意識を高め協力体制を作る、これにつきましては一切お金がかかるものではありませんので、今回こういう形で1つ企業が誘致できたということは非常にうれしく思っているわけでもあります。ただ、今後北海道横断自動車道ですね、いろいろ用地買収の問題も出てきますけれども、これも全く同じようにですね、やはり己のことだけを考えるのではなく、やはり新幹線が来て、高速道路ができて、そしてこの仁木町が少しでも観光面において、活力あふれるまちになれるってみんなの意識共有がなければですね、それ

ぞれの何て言いますか、己のことばかり言って、なかなか協力体制を作ってくれないとですね、なかなか事業も進みませんので、その辺皆さんにですね、今後もこの事業は、今後仁木町にとっても、そしてこの地域においても非常に必要なものであるから、1日でも早い実現を目指して行こうということで声がけ、働きかけて行きたいというふうに思っております。以上でございます。

○5番（大野雅義）議長。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）町長、ありがとうございます。そうなりますと、これだけの大きな事業が仁木町へ来て、いろんなことをやってくれるということなんで、町民としてもいろんな協力をしていくべきだということで、今町長言われましたとおり、協力体制にも入っております。ワイナリーについてもすべてそうです。だから、この高速についても、すべてもう1番線、余市町のインターから始まって1番線、フルーツ街道のあそこですね、あそこ、今3番線のところも測量、既に今年中にも終わったということでもあります。ですので、そういうところの協力は皆さん、町民もしてくれているというふうにも感じております。そういった中で、じゃあその今後のことについても、例えばその高速の関係についても話を聞くところによりますと、余市町さんもインターのその付く、その何て言うんですかね、何町って言うんですか、黒川の奥の方、登街道のあそこにインターが付くというようなこともあります中で、それも出た中で町としてもその開発も、そのインター周辺の開発も追加議案として計画の中のその追加として、そういう黒川町のその辺の周辺の開発もこの際やっていくんだということで、追加議案でその開発をしていくんだというようなことのお話も聞いたりしてもおります。ですので、仁木町もだと思います。こんなことであればすべてに関わってくる、例えば、農業にしても、観光にしても道が付くことによって、いろいろ考え方も変わってくる、これからの基本計画も変わってくるのではないかと。それと、やはり仁木町にしても、全体的な仁木町の町をどうして行くんだということも関わってくると思うんで、町長、あと4年というけれども、4年ぐらいはすぐです。ってなれば今からでもそういったそのプロジェクトチームっていうのかね、先程同僚議員からも言われていたように、協議会とか何かそういったことで町民とみんなってこう一緒に話をする、できる場所、機会がないと、もう少しその町民の意見も聞ける状況にならないと、私はそれを目的にこうやってまちづくりをして行こうということになっていかないんでないかと、何度も町長言うように、行政の方からああしたいんだ、こうしたいんだと言っても、やっぱり町民もその一緒になってやらなきゃそれは進んで行かないと思いますんで、その辺のそのプロジェクトチームだとか、協議会とか、そういうこの新しいまちづくりのそれについて、いろんなことをその話合いをしていこうということについての考え方はどう思いますか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の質問でありますけども、今回のこの高速道路が来ることによって、今後のまちづくりを一体どのようにしたら良いのかっていう、プロジェクトチームを作るべきなのかどうかというご質問であったというわけではありますが、先程の他の議員の皆様からも質問で度々出ましたけれども、やはり町民と意見を交わす地域住民参加型のそういう会、協議会というものが必要だというふうにおっしゃっておいりました。私も当然そのように思います。ただ、それまでに至るまでに、ここにいる議員の皆様方はそれぞれの地域から出ている代表者であります。それぞれの地域で一体どういうものが必要なのか、今後どういうまちにしていきたいのか、それぞれの地域でお話しされているというふうに思いますけども、そ

こで出たものですね、町に上げて今度、それを協議会として話を進めていく、それもまたひとつの私は手法だというふうに思います。ただ単にいろんな人をかき集めて、この町を今後10年後、20年後どうしていきたいかという話をしてもですね、なかなかまちが明かないわけでありまして、やはりしっかりとした体制を作ってそういう協議会なり、プロジェクトチームを作っていくに当たってですね、それぞれの議員の皆様方がそれぞれの地域でそういう行為を取ってですね、協議会を開くなどして行っていきたいというふうに私も強く思っておりますので、今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○5番（大野雅義）議長。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）今これから仁木町のまちづくりのためにはですね、そういったいろいろ話合いを一早くしていかなきゃいけない、そのためにはやはりある程度、じゃあ町もそういう提案をしていく、やろうやということもやっぱりやっていくべきだと思います。町民もそういう人方がたくさんいると思いますので、できるだけ早くその機会を作るように期待をしたいと思います。まず、今までにないような仁木町の新しいまちづくり、それと希望のある町を作るためにじゃあどうして行くんだということを一早く協議会でも良いですから、そういうのいろいろ最初から大きな話ではなく、小さい話からやっていかないと、この成功に結び付いていかないと私は思いますんで、ぜひ早めにそういうことを企画してほしいなというふうに思っております。今回のこういういろんなその町長の企業の誘致につきましては、非常に我々町民としても期待しております。でまた、これを成功させなきゃいけないというふうにも思っておりますので、ぜひ町長につきましては、期待に沿えるようなことで一つ今後ともよろしくお願いしたいと思います。以上で、今回の質問は終わりたいと思います。町長何かあったら。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）せっかくですので、最後に。今回ワイナリーを誘致してですね、企業を誘致するというのは非常に大変なことなんです。全体的に人口減少してそれぞれの地域で本当に一つでも良いから企業を誘致して、したいぐらいの、本当にそれぞれ自治体はそのように考えているわけでありまして。私が要望などで東京に上京しますとですね、電車とか乗りますと、ポスターとかで企業や移住の誘致をするポスターがよく貼られているのを見ます。そういうのを見ると、本当にどこの地域ももう誘致や移住に対して、誘致に対して、非常にもう必死になって取り組んでおります。ですから、今後仁木町もですね、そこまでお金をかけて誘致をするっていうことはなかなかできませんけれども、誘致した際に、まず、協力体制がなければ、なかなか企業はですね、はっきりしていますから、契約時間に時間が長引けばそれだけ損益に繋がりますし、そういう意味では私たちも町民一緒になって、いつでも企業を迎え入れるような、また、新規就農者やそういう移住される方々を受け入れるような、そういう意識とそして受入態勢を今後構築していきたいというふうに思っております。以上です。

○5番（大野雅義）終わります。ありがとうございました。

○議長（山下敏二）以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時24分

再 開 午後 2時45分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第10 議案第1号

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第11 議案第2号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第12 議案第3号

仁木町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第13 議案第4号

仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第10、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第13、議案第4号『仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について』、以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第1号から議案第4号まで一括上程させていただきます。

まず、議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年仁木町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第2号のページをお開き願います。議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第3号のページをお開き願います。議案第3号、仁木町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、仁木町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和44年仁木町条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

最後に、議案第4号のページをお開き願います。議案第4号、仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定から議案第4号、仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定までの条例

改正につきましては、関連がありますので、一括でご説明いたします。

この度の条例改正につきましては、本年8月7日に人事院が国会及び内閣に対して国家公務員の給与について、官民格差等に基づき、本年度の給与水準及び給与制度の総合的な見直しの勧告をしております。これに伴い、政府は給与関係閣僚会議等における検討の結果、人事院勧告どおりの実施を閣議決定したところであります。今回の主な勧告は、民間給与が国家公務員給与を上回ったため、若年層に重点を置いた俸給表の水準の引き上げ及び民間ボーナスが公務員ボーナスを上回ったことを受けて、ボーナスの支給率0.15月を引き上げることの勧告となっております。本町といたしましても、国家公務員の労働基本権の制約の代表措置であります人事院勧告を尊重し、また国準拠の基本的理念の下、職員給与等に対して人事院勧告どおりの改定方針を決定したところであります。併せまして特別職であります議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率0.15月を引き上げるものであります。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の新旧対照表1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第1条関係の改正につきましては、第5条の期末手当支給額の条文中、12月の支給率100分の205を100分の220に改め0.15月引き上げるものであります。

2ページをお開き願います。第2条関係の改正につきましては、第5条の期末手当支給額の条文中6月の支給率100分の190を100分の197.5に改め、12月の支給率100分の220を100分の212.5に改めるものでありまして、6月の支給率を0.05月引き上げまして、12月の支給率0.075月引き下げております。なお総支給率につきましては、国家公務員と同じ年4.1月でありまして、6月と12月の支給率がそれぞれ変更となるものであります。附則につきましては、第1条関係の改正は平成26年12月1日から遡及適用とするものであります。また、第2条関係の改正につきましては、平成27年4月1日から施行するものであります。第3項につきましては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。以下、議案第2号、特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定並びに、議案第3号、仁木町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、只今ご説明いたしました議案第1号と同じ改正内容でありますので、説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

続きまして、議案第4号をお開き願います。議案第4号、仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

本文の10ページの次のページであります。新旧対照表1ページをお開き願います。本文の10ページの次のページであります。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第1条関係の改正につきましては、第11条は通勤手当についてであります。交通用の使用者に係る通勤手当については、民間の支給状況を踏まえまして、使用距離の区分に応じまして100円から7100円までの幅で引き上げております。第11条第2項第2号イの片道5km以上10km未満の4100円を4200円に引き上げております。次ページのスの片道60km以上の2万4500円を3万1600円に引き上げております。第23条は勤勉手当についてであります。第23条第2項第1項中勤勉手当の支給率100分の67.5を100分の82.5に改め、0.15月引き上げるものであります。また、同条同項第2号中、再任用職員につきましては、勤勉手当の支給率を100分の32.5を100分の37.5に改め、0.05月引き上げるものであります。

3ページをお開き願います。別表第1につきましては、民間給与との格差0.27%を埋めるため、世代間

の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら、行政職給料表の水準を引き上げております。1級1号俸13万5600円を13万7600円に改め、2000円を引き上げております。また、3級100号俸、4級84号俸、5級76号俸、6級68号俸以上につきましては、若年層に重点を置いていることから、引き上げをしておりません。

8ページをお開き願います。第2条関係の改正につきましては、第11条の2は、単身赴任手当についてであります。公務員の単身赴任手当が民間を下回っている状況を踏まえまして、月額2万3000円を7000円引き上げまして3万円としております。また、職員の住居と配偶者の住居との交通距離による加算額を現行、年間9回の帰宅回数相当を年間12回の相当額に引き上げるため、限度額4万5000円を7万円に改正しております。20条の2は、管理職員特別勤務手当についてであります。管理監督職員が、平日深夜に及び長時間の勤務を行っている実態を踏まえまして、災害への対処等の臨時緊急の必要により、やむを得ず平日深夜午前0時から午前5時までの間に勤務をした場合、勤務1回につき6000円を超えない範囲で支給することとしております。

9ページの第23条は、勤勉手当についてであります。勤勉手当につきましては、年2回、6月と12月に支給しております。勤勉手当の総支給率は1.5月であります。平成27年以降については、6月期0.75月、12月期0.75月とするものでありまして、100分の82.5を100分の75に改めるものであります。同条同項第2項中、再任用職員につきましても、年2回、6月と12月に支給するものでありまして、勤勉手当の総支給率は0.7月であります。平成27年以降については、6月期が0.35月、12月期が0.35月とするものでありまして、100分の37.5を100分の35に改めるものであります。第26条は再任用職員の適用除外についてであります。再任用職員にも単身赴任手当を支給することとしております。

別表1につきましては、10ページです。別表1につきましては、民間賃金水準の低い12件を一つのグループとした場合の官民格差と全国の格差との率の差2.18ポイントを踏まえまして、俸給表の水準を平均2%引き下げております。1級全号俸及び2級の初任に係る号俸は引き上げておりません。3級以上の級の後位号俸は50歳代後半層における官民の給与差を考慮して、最大4%程度引き下げております。

15ページをお開き願います。第3条関係の改正につきましては、附則第2項の55歳を超える職員の給与についてであります。55歳を超える6級在級者は現在、給与月額を当分の間として1.5%減額してありまして、この当分の間を平成30年3月31日までの間に改めるものであります。附則の第8項につきましては、平成24年4月1日における号俸の調整についてであります。給与構造改革における昇給抑制を行った45歳未満の職員を対象として1号俸上位の号俸に改正するものであります。

16ページをお開き願います。附則につきましては、第1項から第3項までは施行期日等を定めてありまして、第4項から第10項までは、経過措置等を定めております。また、第11項はこの条例の施行に関しまして、必要な事項は規則で定めることとしております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）7番・上村。職員の通勤手当ですけれども、仁木町で一番遠くから来ている方っていうのは何kmぐらいなんですか。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）現在ですね、道から派遣されている職員がいます、その方が星置からですね、通勤、JRで通勤していますので、その距離はちょっと確認できませんけれどもそういうことをご理解願います。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）再任職員のことは載っていますけどね。臨時職員とか嘱託とかそういう方たちは、こういう賃金の変更はないんでしょうか。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）期末手当、勤勉手当がですね、支給されるのは、再任用職員と正規の職員ということで、臨時職員及び嘱託職員には支給はしないってことでしております。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）議案第4号の2ページと9ページの部分で、勤勉手当っていうのがあります。その勤勉手当っていう部分の、きちんとその勤勉手当をこの方はですね、一生懸命やってくれるから、これだけの報酬をあげますよという部分での勤勉手当だと思んですが、その基準となるものをきちんと査定の部分とかあるんでしょうか。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）勤勉手当につきましては、各人の成績によってですね、ある程度率が変わります。それで現在のところですね、本町としてはその査定をですね、人事査定をですね、行っておりません。それで来年度からですね、人事査定の試行を行いまして、平成28年度からですね、本格的に人事評価を行いまして、その勤勉手当に対して、その率で支給するような考えで今のところはおります。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）そうしたらその査定をする部分での、その項目を10段階なら10段階、20段階なら20段階でチェックして行って、できているかできていないかっていうのをやるんでしょうか。どういうやり方ですか。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）ちょっと今のところあまり確認はしていませんけれども、本人の目標を立ててもらいまして、その目標が達成したか、それかあとマナーとかそういう点とかを考慮して点数を付けると思うんですけれども、それをですね、来年度試行ですので、来年度1年間かけてですね、ちょっと勉強しながら、そういう人事評価をですね、行いたいと思います。

○議長（山下敏二）他にありませんか。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）来年度に向けて27年度からという部分ですけど、そういう部分ではやっぱり、あの人はすごくやってくれているっていうね、町民の皆さんが頑張っているというのが認められれば、どんどんやっても良いと思うんですよ。ですからその査定をするのが、その町長がそれを査定するのか、副町長が査定するのか、総務課長がするのか。全体的なその課全体の課長全体でその査定をするのか。そういうものをやっぱり考えてなきゃならないと思うんですよ。当然。そういうのをちゃんと考えてやろうとしているのかどうか。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）来年度ですね、国の方からでもですね、準則っていうか、そういう基準が来ると思っていて、今のところは例えば課長職は副町長が査定すると。課長は係員・係長を査定するというところで聞いておりますけれども、こればかりちょっと内容をまだ確認しておりませんので、確認次第ですね、勉強してですね、ちゃんとしたものを作りたいと思います。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）ここは要望なんですけど、もしそういうものがきちんと確立できて、そういうのができましたら、一度私たち議員にも見せてください。

○副町長（美濃英則）議長。

○議長（山下敏二）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）勤務評定につきましては、この近隣の町村ではですね、具体的にはまだやっておりますので、その辺国の方で国家公務員を含めて勤務評定をやろうという方向が出ておりますので、地方公務員もそれに倣ってやる方向で今きているわけです。27年来年からはそれぞれ自治体においてですね、試行的に検討してみなさいということでもありますので、うちの町もそれに組みたいと思っておりますし、多分本格的に実施するのは翌年の28からかなと思っております。勤務評定をするということは、非常にする方もされる方も含めてですね、きちんとルールを作っておかなければいけないと思いますので、その辺は国の方からですね、準則等がきますので、その辺は十分分析しながらですね、調査していきたいと思っておりますし、その内容について議員の皆様にご公表できるものは公表していきたいと思っておりますし、公表できない個人情報に係るものを含めてのものについては公表できないのかなと思っておりますので、それも含めてですね、来年1年かけてどういう人事評価・勤務評定をするか。総務課長を中心ですね、進めて検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）8番・横関です。今の質問にちょっと関連しております。今の査定の方法、これから随時取り組んでいきたいということで、考えておられるということは非常に良いことだと思います。できるだけ早い段階でやってほしいなというふうに思っております。一番ちょっと不思議だと思うのは、今までの査定の方法、例えばその残業を誰がどの程度やっているかっていう、その仕事の内容ですね、申しわけないんですけども、この管理職の方で自分たちのそれぞれの課の中でどの程度、自分たちの課の

職員がですね、残業しているか、どういう仕事をしているかということがですね、把握しているのか、いないのか。私も役場のすぐ近くにいるもので、結構夜中ですね、こうこうと電気付けて頑張っておられる方が結構おられるんですよね。短い期間ならわかるんですけども、これは結構長い期間、そういうその時間帯が続いております。そういった中でですね、多分課長の指示の下で残業していると思っております。そういうこの管理職の指令があってやっていることなので、そのやっていたその仕事内容、例えば次の日チェック入れているとか、どういう仕事をしているとか、やってその課がどの程度あるのか、普段からそういうことをきちんと把握してやっておられるのかということをお伺いしたいんですけども、総務課長いかがでしょうか。

○副町長（美濃英則）議長。

○議長（山下敏二）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）職員の時間外勤務手当についてはですね、毎月集計がされて、私の手元に決裁で上がってきます。いろんな仕事がありまして突発的に入る事業もありますし、それから災害だとか含めてですね、やらなきゃならない事業もあったりして、様々でありますけれども、毎月上がってきてですね、過重になっている、残業が多い職員も出てきますので、それについてはですね、データとして1人何時間どれだけ残業しているかということで含めて上がってきますので、今回も11月の状況が上がってきてまして、ちょっと内容的にはですね、相当いろんなことがあるということで上がってきましたので、特に大きく頑張っているところはですね、課長と担当、実際に残業やられた担当職員を私のところに呼んでですね、仕事の内容、それから一番大事なのは、余り過重に仕事をやり過ぎてその健康上の問題が一番心配でありますから、その健康上の問題が大丈夫なのかどうか含めて、そしてその内容はどうして、これだけ上回ったのかを含めて、それから、もっと工夫してやればですね、一人の職員が長時間労働になるんじゃないかもっと課長含めて皆さんで協力し合うことによって、時間外が減らせるのかどうか含めてですね、今回はそれぞれの課の課長、それから担当者と呼んで打ち合わせをしたところでございます。それ以前にもですね、少しその時間外についてのことは少し気になっている場合についてはですね、副町長の名前で、各課の課長宛に文書でですね、少し最近その時間外が多いだとかあるいは状況の変化についてはですね、皆さんにお知らせして、その辺課長含めて十分留意して仕事に励んでいただきたいということで、文書で何回か回しているのは実態であります。以上です。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）今の副町長の答弁はですね、わかります。ちょっと苦しいような答弁でもわかるんですけども、なぜこういうことを言うかということですね、別に残業代が惜しいとかそういうことじゃないんです。今言われましたように、副町長が言われましたようにやはり第一が健康の問題、一番あると思うんです。ただその他にもあるのはですね、やはりその誰かがやっているやっていないとかっていうその個人情報を出せとかっていう意味じゃないんですけども、やはりその巷でこう庁舎の中でもいろいろな問題が出てきてやはり日中席を外して休憩をとっておられるような形の職員がおるということをね、十分把握してほしいなということなんです。名前は個人情報の問題があるので、あまり申し上げられませんが、実際にそういう方々はですね、残業しているというふうな形になるとですね、非常にこれ嫌な問題をまた追及していかなくちゃならないということが、これから多々出てくるんじゃないかなというふうに思っているんです。そういった中でですね、その緊急事態とか災害とかそういう事態の想定は、これは

致し方ないというふうに思っております。ただ、やはり一般日常のその勤務の中でそれ程溜まるだけの仕事の物量がそういう方々に非常にその集中していつているのか、いつている方もおります。そういう普段の仕事の勤務内容をですね、やはり各課の担当の管理職の方がですね、把握して本当に日中からですね、自分たちの職員をきちんとですね、管理していただけないと、いろんなところからいろんな意味でその出てくる問題があるんです。ですから、そういうことをきちんとクリアしていただければ、これはもう致し方ない、給料上がるのも残業上がるのも、これ仕方ないと思うんです。ですから、28年度からそういうその査定するのであれば、きちんと普段からですね、皆様方の管理職の方々が、管理をしていただけていただく。またその管理する側も今度その上からまた管理されるんですから、その辺きちんとですね、把握した中で、今後前向きにそういうその検討、勤務の検討、自分の目で見るとも大事ですけども、周りからやっぱり聞くのも一つの査定方法だというふうに思うんで、その辺のことをですね、これからも慎重にも課題として皆様に管理していただければなというふうに思っております。最後に一言、その答えがあるのであれば答弁をお願いします。

○副町長（美濃英則）議長。

○議長（山下敏二）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）残業の関係でありますけれども、今回もですね、書類を私も十分中身を精査しまして、中身を精査する中でですね、それぞれ理由があって、例えば土日に行事があるだとかですね、そういうときには土日ですから、時間外が出たりだとか、あるいは夜中にですね、断水したりだとかですね、夜の夜中までかかってその調査をしたりだとかいろんなその状況があって残業しているという、大方の方はほとんどがですね、そういう状況の残業でありますので、それはそれなりに理由があるというふうに私は判断しております。今横関議員がおっしゃったのは、もっともなことでありますので、これからもその辺もですね、十分考えながら考慮しながらですね、進めていきたいなと思っております。以上です。

○6番（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○6番（林 正一）6番・林。今のにちょっと関連するんですけどもね、そういうふうに残業あまりするとね、その過労死とがありますよね。それからその残業をどのぐらいしたら何て言うんですか、健康診断を受けなきゃいけないって決まっていますよね、これね。どのぐらい残業したら健康診断受けるとか、決まっていますよね、月にしすぎたらとかって、ちょっとそれあったら教えてほしいんです。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）職員に対しましては、10時以降は超勤をしないと。それで、1週間40時間を超えない範囲で、超えたらだめですって言う周知文は出してございまして、その何時間超えたら健康診断とかはちょっと今は確認しておりません。以上であります。

○6番（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○6番（林 正一）週40時間ですか。週40時間でしたら毎週40時間したら4週やったら160時間になりますよね。それはそんなにしたら、たしか会社ではそういうそんなにしたら健康診断1か月もしたら行かなくちゃいけないって会社で決まっている会社もあるんですけどね、ちょっと。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）すみません、訂正いたします。10時以降、月40時間です。失礼しました。

○議長（山下敏二）条例改正の議案なんで、あまりこれからは離れないように一つ質問をしてください。
他に質疑ありますか。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）一つだけ聞かせてください。給料改定のその理由の中に民間と官のその給料差がでたからということを書いていましたよね。その差を見るその民間の企業というのは、どこを査定で上げ下げがあるんですか。それちょっと聞かせてください。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）すみません、遅れまして。民間事業所1万2040事業所ですね、約50万人の個別給与実態調査を行いまして、出している数字であります。以上であります。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定

について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号『仁木町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号『仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第5号

平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（山下敏二）日程第14、議案第5号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号でございます。

平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1501万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1663万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正による。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜ります

ようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第5号、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ1501万8000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ36億1663万3000円とするとともに、地方債限度額の変更を行うものでございます。

1ページをお開き願ひます。歳入歳出予算補正、歳入でございます。12款、分担金及び負担金から21款、町債まで、それぞれ補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計1501万8000円を追加し、補正後の歳入合計額を36億1663万3000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願ひます。歳出でございます。1款、議会費から13款、諸支出金までそれぞれ補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計1501万8000円を追加し補正後の歳出合計額を36億1663万3000円とするものでございます。

次に、4ページをお開き願ひます。第2表、地方債補正、1変更でございます。事業費及び交付金の額の確定による変更で（仮称）大江地区コミュニティセンター建設事業、防災行政無線整備事業、防災用備蓄庫整備事業の3事業合計で2570万円を減額し補正後の限度額を4億7386万円に変更するものでございます。

次に5ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、6ページをお開き願ひます。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金3600万9000円の増、地方債2570万円の減、その他財源3万4000円の減、一般財源474万3000円の増となっております。

次に、7ページをお開き願ひます。歳入でございます。12款、分担金及び負担金、1項、負担金、4目、教育費負担金4000円の減額につきましては、小学校負担金、中学校負担金ともに日本スポーツ振興センター保護者負担金の額の確定に伴い、それぞれ2000円を減額するものでございます。

次に、8ページをお開き願ひます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴うシステム改修に係る補助金11万8000円の追加でございます。2目、衛生費国庫負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴い29万円を追加するものでございます。2項、国庫補助金、4目、総務費国庫補助金4051万4000円の追加につきましては、都市再生整備計画事業補助金の交付決定に伴い、6300万1000円の減、社会保障番号制度のシステム改修に伴う補助金66万3000円の追加、がんばる地域交付金の交付限度額の決定に伴い、6785万2000円の追加、総務省の地域経済循環創造事業交付金3500万円の追加によるものでございます。

次に9ページ、15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費負担金23万3000円の減額につきましては、後期高齢者保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、22万9000円の減、障害者自立支援給付システム改修に伴う道負担金5万9000円の追加の増減によるものでございます。2目、衛生費負担金47万6000円の追加につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の決定によるものでございます。2項、道補助金、1目、総務費補助金につきましては、地域づくり総合交付金の福祉灯油助成金の5割引き上げに伴う25万円の追加でございます。4目、農林水産業費補助金543万7000円の減額につきましては、青年就農給付金の対象者が10名の予定に対し7名に減ったことに伴い、3名分の補助金450万円の減、森林整備地域活動支援事業に

つきましては、事業を実施しなかったことに伴い、93万7000円の減額でございます。3項、道委託金、1目、総務費委託金2万8000円の増額につきましては、工業統計調査及び経済センサス商業統計調査委託金の交付金額の決定に伴い1万4000円の追加、更にパスポートの発券申請事務に係る北海道からの権限委譲事務交付金1万4000円の追加によるものでございます。3目、土木費委託金につきましては、余市川樋門臨時操作に伴う委託金3000円の追加でございます。

次に、10ページをお開き願います。16款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金9000円の減額につきましては、財政調整基金及び減債基金の預金利子の増減による9000円の減額でございます。

次に11ページ、17款、1項、寄附金、1目、一般寄附金174万円の追加につきましては、11月分までの一般寄附144万円、ふるさと納税寄附30万円の追加によるものでございます。

次に、12ページをお開き願います。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため191万5000円を追加するものでございます。

次に13ページ、20款、諸収入、5項、4目、雑入につきましては、全国町村弔慰金保険料還付金、北海道市町村振興協会助成金、果実とやすらぎの里公園公衆電話手数料、派遣職員住宅借上負担金、北後志衛生施設組合還付金、後志教育研修センター負担金還付金の増減により、106万7000円の追加でございます。

次に、14ページをお開き願います。21款、1項、町債、1目、民生債及び5目、消防債につきましては、先程の地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、15ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費5000円の追加につきましては、給料から共済費までは、議案第1号及び議案第4号の条例改正に伴う職員給料、議員期末手当、職員の期末手当及び勤勉手当、共済費負担金の追加、16ページでございます。旅費及び事業費の執行残の増減によるものでございます。

次に17ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費244万8000円の増額につきましては、給与及び職員手当等及び18ページの共済費につきましては、議案第4号の条例改正及び職員の手当認定の変更に伴う増額、役務費及び使用料及び賃借料につきましては、執行残による減額、19ページでございます。負担金補助及び交付金につきましては、社会保障税番号制度導入に伴うシステム改修費等66万6000円の追加によるものでございます。2目、交通安全推進費6万3000円の追加につきましては、電気料金の改定に伴う交通安全灯及び街路灯の電気料の追加でございます。3目、文書広報費50万7000円の減額につきましては、執行残によるものでございます。

次に20ページ、4目、財産管理費108万8000円の追加につきましては、役場庁舎の修繕費に不足が生じたので50万7000円の追加、電気料金の改定に伴う役場庁舎電気料58万1000円を追加するものでございます。8目、諸費につきましては、バス運行補助金に不足が生じたので31万9000円を追加するものでございます。9目、ふるさとづくり事業費185万円の追加につきましては、11月分までの一般寄附及びふるさと納税寄附金について、ふるさと振興基金に積み立てるものでございます。2項、徴税費、1目、税務総務費25万4000円の追加につきましては2節、給料から4節、共済費まで、議案第4号の条例改定に伴う追加でございます。2目、賦課徴収費8万8000円の追加につきましては、北海道共同利用型エルタックス審査システムの運用に伴い、国税連携サーバーの更新に伴う設定変更委託料の追加であります。3項、1目、戸籍住民登録費15万9000円の追加につきましては、議案第4号の条例改正に伴う追加でございます。

次に、22ページをお開き願います。4項、選挙費、3目、仁木町農業委員会選挙費につきましては、報酬から25ページの役務費まで、執行残140万5000円を減額するものでございます。

次に、25ページをお開き願います。5項、統計調査費、4目、工業統計調査費及び7目の経済センサス商業統計調査につきましては、財源内訳の変更、6目、農林業統計調査費につきましては、農林業センサスの事務補助として臨時職員を3か月任用することに伴い、39万2000円を追加するものでございます。

次に、26ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費29万3000円の追加につきましては、議案第4号の条例改正に伴う追加でございます。

次に27ページ、2目、老人福祉費18万5000円の追加につきましても給料から共済費までは、議案第4号の条例改定に伴う追加、賃金につきましては、非常勤任用職員の転居に伴う通勤手当の変更による1万9000円の追加でございます。

次に、28ページをお開き願います。4目、心身障害者特別対策費23万8000円の追加につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う支払いシステムの修正負担金を追加するものでございます。5目、国民年金事務費8万9000円の追加につきましては、議案第4号の条例改正に伴う追加でございます。6目、後期高齢者医療費533万9000円の減額につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の平成25年度分の療養給付費460万6000円の減、29ページの後期高齢者医療特別会計繰出金73万3000円の減額によるものでございます。

次に、30ページお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費1109万3000円の減額につきましては、給料から共済費までは、議案第4号の条例改正に伴う追加、負担金補助交付金につきましては、余市協会病院への救急医療に対する財政支援264万8000円の追加、31ページでございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、後志広域連合分賦金の平成25年度の精算に伴い生じた精算額から法定外繰入金分1420万1000円を減額するものでございます。4目、環境衛生費305万7000円の追加につきましては、電気料金の改定に伴い、仁木町クリーンセンターの電気料36万8000円の追加、火葬場の電話料1000円の追加、維持補修工事請負費の執行残16万円の減額、負担金補助交付金につきましては、北後志衛生施設組合のミックス事業検証業務に伴う負担金244万8000円の追加及び、簡易水道未給水地域における自家用施設設置事業に対する補助金40万円の追加でございます。

次に、32ページをお開き願います。5目、上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金68万8000円の減額でございます。

次に33ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費9万9000円の追加につきましては、議案第4号の条例改正及び職員の世帯区分の変更に伴う寒冷地手当の追加によるものでございます。

次に、34ページをお開き願います。2目、農業総務費26万9000円の追加につきましては、議案第4号の条例改正に伴うものでございます。3目、農業振興費1103万9000円の減額につきましては、クマ捕獲用箱わなの修繕10万4000円及び、35ページの箱わなの運搬費3万1000円、施設園芸ハウス導入事業補助金650万4000円、青年就農給付金が当初の10名から7名に減ったことに伴う、3名分の給付金450万円をそれぞれ執行残により減額するものでございます。4目、農用地開発事業費につきましては、余市土地改良区負担金の不足分3万1000円の追加でございます。6目、農道整備事業費5万1000円の追加につきましては、給料から36ページの共済費までは、議案第4号の条例改正に伴う追加、原材料費につきましては、農道維持補修の執行残2万1000円の減額によるものでございます。7目、農用地再編開発事業費49万7000円の追加につきましては、フルーツパークの施設及びトラクターの修理に要する経費の追加でございます。2項、林業費、1目、林業総務費につきましては、林業の作業門の改良整備に対する補助事業を予定しておりましたが、該当事業者がいなかったため、125万円全額を減額するものでございます。

次に、37ページでございます。7款、1項、商工費、1目、商工総務費6万6000円の追加につきましては、議案第4号の条例改正によるものでございます。2目、商工振興費につきましては、総務省の地域経済循環創造事業に町内の企業が補助採択されたことに伴い3500万円を追加するもので、歳入でも同額を見込んでございます。

次に、38ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費12万9000の追加につきましては、給料から共済費までは、議案第4号の条例改正に伴う追加及び果実とやすらぎの里公園の電気料2万5000円の追加、39ページでございますが、同公園の電話料9000円の追加によるものでございます。2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費3万2000円の追加につきましては、給料から共済費までは、議案第4号の条例改正に伴う追加、40ページでございますが、報償費につきましては、道路愛護組合に対する執行残5万7000円の減額によるものでございます。3目、道路新設改良費につきましては、町道北栄3号線改良舗装工事の執行残20万5000円の減額でございます。3項、河川費、1目、河川総務費5万9000円の減額につきましては、樋門管理の傷害保険料及び余市川桜つづみ公園の管理委託料の執行残によるものでございます。次に41ページ、4項、住宅費、1目、住宅管理費8万7000円の追加につきましては、議案第4号の条例改正に伴うものでございます。

次に、42ページをお開き願います。9款、1項、消防費、1目、災害対策費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に、43ページでございます。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費39万円の追加につきましては、給料から44ページの共済費までは、議案第3号及び議案第4号の条例改正に伴う追加、賃金につきましては、非常勤任用職員の通勤手段の変更による追加でございます。2項、小学校費及び3項、中学校費につきましては、財源内訳の変更でございます。4項、社会教育費、1項、1目、社会教育総務費42万9000円の減額につきましては、給料から次のページの共済費までは、議案第4号の条例改正に伴う追加、委託料につきましては町民センターの各種保守点検料の執行残を減額するものでございます。

次に、46ページをお開き願います。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費16万3000円の追加につきましては、給料から共済費までは、議案第4号の条例改正に伴う追加、報償費につきましては、各種スポーツ大会における参加報償に不足が生じるため9万9000円を追加するものでございます。

次に47ページ、2目、体育施設費につきましては、町営プールの管理委託料及び清掃委託料の執行残8万円を減額するものでございます。3目、学校給食費8万6000円の追加につきましては、議案第4号の条例改正に伴うものでございます。

次に、48ページをお開き願います。8目、スキー場管理費につきましては、リフト補修工事の執行残20万7000円を減額するものでございます。

次に、49ページでございます。13款、諸支出金、1項、基金費9000円の減額につきましては、1目、財政調整基金、2目、減債基金の預金利子をそれぞれ増減するものでございます。

51ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。

以上で、平成26年度一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）48ページの教育費の中で、ちょっとこのスキー管理費のことでちょっと関係ありますので、ちょっと聞きたいんですけども、教育長のその最初に述べました行政報告の中に、指定管理者が火曜日から木曜日までのナイター営業を休止したいとそういう部分がありました。これがこういうふうに記載してきたということはもう指定管理者っていうのはその前から契約していますよね、その前で。この部分のその経費というのはどのようなふうにしたのか。3日間のナイターをやらないということなんでね。その部分のその経費の部分とかどのような査定をしたのか。

○教育次長（嶋井康夫）議長。

○議長（山下敏二）嶋井教育次長。

○教育次長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えしたいと思います。まず先程の教育長の方からの行政報告の中で、スキー場のリフト料金、シーズン券に限っての話なんですけれども、今シーズン半額にしたいと。こちらの方は利用している町民の方とか、何か皆さん方からですね、他のスキー場と比べて利用料金、シーズン券、もっと安くしないと、他はもっと安いよというような声ですとか、もっと安くしてくれば、気軽に利用できるのに、というようなお声があったということで下げるということを考えて、というお話でございます。それに加えて、ナイターの火・水・木の部分なんですけれども、こちらの方は逆に地域の方ですとかそういうところから毎晩平日夜こうこうと電気がついているよと。ただ、それに対して、いつも見てもリフト乗っているのが1人とか2人とか、利用客少ないよねという声もあったということで、その辺を改善していきたいということでの提案が教育委員会の方に北海道名販さんから入ってまいりました。それに対してじゃあどのような形を取ろうかということで教育委員会の方でもですね、協議させてもらう中で、リフト券を値段を下げるというのは、指定管理者の企業努力の中でやってもらえることなんじゃないかなということだったんですけども、そういう部分、ただ、ナイター営業に関しては、当然その分やらないのであれば、その分のお金は返金してもらおうというような形なのかなということで、当初話し合いを持ちました。ですが、そのリフト券を半額にするところまでとなると、企業努力の範囲内では到底できない部分になってまいります。我々の方でもですね、実際に半額にすることによって、1日券または回数券等が売れなくなるという部分を考えてときに、そちらの方の額の方が、損失部分が大きくなってきてしまいます。こちらの考えではお正月期間中に行っている子どもさん方のスキー教室等で多分、シーズン券等を多く使っていただけるのかなと。当然そこではもう6回ぐらいの教室ですので、それでもうシーズン券の部分使えるからということで買われた場合、その間今まで1日券、回数券等を使っていた部分が一切売れなくなるということ、また他の部分でもですね、そういう金額的なものを教育委員会で積算掛けて試算したところですね、その分がかなり売り上げの方に影響が出てくるのかなと。ナイター営業時間分、その部分を削ることによる人件費とか経費の分、そういう部分も弾かせていただきました。そしたらその両方の部分がですね、ほぼ同じ額というようなことがありまして、同じというのは当然企業努力をした後、それ以外の分で下げる分、本当だったら、町の方で条例改正などをして、リフト代をもし下げた時には、その分はこっちで見えなければいけない、下げた分、当然指定管理の計算も、収入が下がってくるという分、下げなければいけなくなる部分なんですけれども、そういうようなものを諸々検討した中でですね、余り使われていない部分での電気代、そういうものを削る分、そういう部分がですね、地域の皆さん利用者の方に喜んでいただける方にお金が向けられるのであれば、教育委員会としては、冬場のスキー場の利用、スポーツ体力増進ということで、できるだけたくさんの方に利用していただきたいという思いがあります。当然指定管理者に出す中でも、我々よりも、いろいろと民間企業の方々の知恵を借りて、たく

さんの方に利用してもらおうという部分がありますので、そういう中ですね、今回の提案で出てきたものの方が地域のスキー利用者が、たくさんの方が利用してもらえるとというような判断です。我々もそれで、そういうことであれば、特に、指定管理者の方がこのことによって儲かるとかそういう問題ではありません。逆に夜間の勤務をして入っていただいていた従業員の方も自分たちの勤務が減る分、自分たちの収入も減ることにもなります。だけれどもそういう方たちも地域の人たちのためにだったら、自分たち多少給料減ってもそれでもみんなが喜んでくれるんだったら、じゃあその会社の考え方で行きましようというふうに言ってくれていたということですのでね、で私どももそういういろいろなお話を伺って今回、このやり方ですね、やらせていただきたいということでお話の方、教育委員会としては承知したというところでございます。皆様方にもですね、その辺ご理解いただければと思います。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）内容的なことは分かりました。参考までにその昨年度までのシーズン券の利用された人数というのはどれぐらいなのでしょう。

○教育次長（嶋井康夫）議長。

○議長（山下敏二）嶋井教育次長。

○教育次長（嶋井康夫）昨年度ですね、シーズン券の方の売り上げの方がですね、共通シーズン券と言いまして、昼間と夜間両方使えるシーズン券の場合は、大人の方が2名、子どもの方が12名、昼間の日の中でワンシーズンずっと使えるというシーズン券が大人2名、子ども7名というような状況でございます。今回その分が多く使ってもらえるのかなということで期待をしております。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）7番・上村。9ページの地域づくり交付金の関係でね、いつからこれは受付するのでしょうか。ぬくもり灯油だと思いますけれども。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）今回の仁木町のぬくもり灯油助成事業の関係でございますけれども、これにつきましては申し込み受付期間が平成27年の1月13日火曜日から平成27年3月20日まで、木曜日までということになっております。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）8番・横関です。スキー場関連でもうちょっと腑に落ちないところがあるので、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、先程次長の方から、3日間休んでも掛かる経費はそんなに差がないという形で承りました。それで結構ですよ。ということになるとですね、やはり少数の人数の方でもですね、夜間滑りたいんでないかなというふうに思うところなんです。これはやはり町民スキー場ですから。券を下げても同じ、休んでも同じであるのであれば、町民の使う方としては、開けてもらってナイターをやってもらった方が便利じゃないかなという気がするんですよ。そして多分スキー場に行って

いる方も、地元の町民の方が冬のアルバイトで行っているんじゃないかなと思うんで、その辺をこう加味しますとですね、やはり3日間やらなくても同じであるのであれば、地元の方に仕事与えて、雇用の機会を増やしてあげたら良いんじゃないかなというふうに思うんですよ。まあ今まで当然ですね、町営でやってきた時代からですね、3月いっぱいやってきて、指定管理者になってからどんどんどんどんその利用客が少ないということで、どんどんどんどん日数が短くなってきましたね。最近では3月の初めぐらいにスキー場が閉まっているという形です。それで1番ちょっと疑問にあるのは、町民スキー場としてオープンして営業しているものが、利益が上がらないからという形の下でスキー場を閉めて良いのかなというのは一つの疑問ですね、当初は儲かっていました。だんだんその利用価値がなくなってきました。マイナスになってきます。それで今こういうふうになってきました。提案がありました。では休みましょう。ではスキー場、町民スキー場という意味がどこにあるのかなというのが一つの疑問なんです。やはり当初からこれは商売じゃなくて、町民の健康を担うということで一端で、これ始めた事業じゃないかなと思うんですけれども、その辺どういうその考えを持っているのかなと。あくまでも今答弁された内容を聞いていますと、あくまでもその営業が第一というふうに聞こえるんですよね。その辺のその時代の流れもありますけれども、最初のその町が町民スキー場としてオープンした頃の想定と今の現状の考え方、どのような変化があるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）只今横関副議長の方からですね、言われたことは、まず、教育委員会としても大前提として考えております。何のためのスキー場なのかなと。ただしですね、これは言い訳になるかもしれませんが、何かをする時には必ず経費的な部分、経営者としてどうあるべきかと。先程町長も言っていましたように、公共事業をやるにしてもですね、皆さんの税金を使ってやっているわけなんです。ましてやこのご時世で、電気料金がどんどん上がってきていると。私のところにも来ています。誰も乗っていないのに電気付けてどうするのよ、という意見も来ておりますし、また、スキー連盟の方からもう当初設定したリフト料金、あの金額の設定そのものも今の時代に本当にマッチしているのかと。近隣のキロロだとか、そういう大きなスキー場と比べて、非常にこう高い町民スキー場の設定になっているってことも町民の方、またスキー連盟の方からも話がございました。本来でありますと、指定管理者にこのお話を教育委員会の方で話す時にですね、条例改正なり、また平成26年度から3年間の指定管理料というものをですね、新たに積算してやればよかったんですけれども、時間的な暇っていうか、話があったのは、今年に入ってから話でした。当然その時には、新年度の予算の部分で指定管理者との設計というか、指定管理者の方にもう町としての設計を出していたという部分がございます。教育委員会としても、先程もお話しましたがけれども、冬場の町民の健康管理だとかいう部分では、1日も長くですね、誰にでも使ってもらいたいスキー場でありたいというのが、第一義的にございますけれども、これが万人に好まれるというか利用されるスキー場であれば、それなりのやはり経費を使わなければならないと。ただし今1番求められているのは何だろうというその観点からですね、やはり次代を担う子どもたちにやはり焦点を置いた中で、子どもたちの少ないお小遣いの中で、スキーシーズンを町民スキー場、仁木の町民スキー場を大いに使ってもらおうということが、町もまた指定管理者とも考え方がちょっと一致したという部分がございます。副町長、町長にも教育委員会の考え方を述べまして、今回、指定管理者から申し出のあった部分について、きちんと料金についても、設計書に基づいてまた設計し直してですね、計算したところ、そう

大差はないという判断から、このような、このようになっていうか、平成26年度のシーズンに向けて、行政報告した内容でございます。横関副議長の言わんとすることは十分に私も理解しております。ちょっと答弁に本当苦しいところがございますけれども、その辺、教育委員会の考え方もですね、ご理解していただきたいなということで、説明に代えさせていただきたいと思っております。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）教育長の言わんとすることはわかるんです。そんなに差はないと思うんです。ただ、この中で今になってこれを出してくるということはですね、多分耳に入っているのはもっと先から入っているわけでしょう。いやしくもその今年か指定管理者やっていますよね。なぜその時にこういう問題が出てこなかったのかっていうことがね、ちょっと残念なんです。本来は今ここに持ってくるような問題じゃないんですよ。僕これ皮肉でこれ議題突っ込んでいるわけじゃないんですよ。元々そのスキーをするその人口が減った時から言っているんですけれども、もうちょっと改めるのが早くても良かったんじゃないかなっていうのが今ここをちょっと言わせてもらっているところなんです。まあこれで今上がってきたから、わざわざ言っているわけじゃないんですよ。ね、やるんであったらこの指定管理者に、今年やった時の指定管理者に併せてこの問題をやっておけば、今こういう問題が出てこなかったわけなんだよ。そういうことを言っているんだよ。ね、本当に今教育長も言ってきましたけれども、確かにお金をかけてやっているわけでしょう。税金をかけて、だからこそ、もっと早くやるべきでの決断ではなかったのかなということを行っているんです。強いて言わせてもらえば、火曜日からやるのが良いのか。土日だけナイターやるのが良いのか。そういうところをきちんとですね、やはり詰めてですね、もうちょっと本当に極端に申し訳ないけど、そんなんだったらやめるんならやめても良いんですよ、ナイター。だけどやはり土日とかやっぱりその本当に土日だけ利用してもらえれば一番良いんですけれども、やはり仕事している人たちもいるし、そのスキー教室もあるといった中のこの多分想定の中ではないかなと思うんですけれども、これからしていただきたいのは、次のやはり指定管理者にその協議する時にあたるに向かってですね、このナイターのスキーをやるか、やはりスキー場を本当にこれからもまだやって良いのかっていうその問題、きちんと考えてほしいなど。それでよく言われましたけれども、変な話ここでこれだけの金をかけるのであれば、それこそスキーバスを使って子どもの授業、キロロ行った方がずっと安いですよ、年間経費が。ね、そういうその計算をした中で、取り組んだことがあるのかどうかっていうことも一つの疑問であります。ね、小・中学校何回スキー授業行っています。でしょう。そういうことを考えたら本当に税金を使っているのであれば、思っているのであればですよ、もうちょっとそういうところからきちんと土台を叩き直してですね、やって、これからはやっていっていただきたいなというふうに思っていますけれども、いかがですか。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）大所高所からのですね、ご意見、大変ありがとうございます。教育委員会の所管しているスキー場の運営についてですね、ご心配していただいているということに大変感謝しております。この町民スキー場の運営については、過去にもですね、横関副議長が今申しましたように、もう閉鎖して、そしてもう学校のスキー授業はバスで行ったらどうだという議論も過去に議会の中でもされております。その当時は圧雪車を入れて間もない時期でもありましたので、当然圧雪車の耐用年数もあるし、それまで

やはり町民のスキー場、仁木のスキー場はこの北後志の中でもですね、赤井川を除いて、やはり余市でも、古平でも、積丹でもですね、利用しやすいファミリースキー場だということで、好評を得ているスキー場でもあります。なおかつ、小学校1年生になったら皆さん滑れると。それも地元にはやはりスキー場があるからだというふうにも考えております。スキー場ももう30年経ちました。これからもう維持保修にはかなりのお金がかかってくると思いますが、もうその時期になりますと、今、横関副議長がおっしゃっていただきましたとおり、このスキー場をいつまでしたら運営していくんだと、どれだけ金をかけるんだと、また、運営方法についてもですね、夜間をすっぱりやめてしまうのかとか、いろいろな課題等あると思いますが、その辺精査いたしまして、また、議会の方にもご相談したいなと思っております。前段でありましたスキー場がもうオープン間近になってから、このようなお話するというのは、大変議員の皆さんに、失礼に当たるといっては重々承知しておりますし、私どもの普段の業務としての捉え方がですね、ちょっと甘かったのかなと、先方さんから来るのをただ待っているだけのですね、業務っていう部分では、私も含めて反省しております。1人でも多くの町民の方に楽しんでいただけるスキー場ということですね、平成26年度このようにしてやっていきたいというふうに思いますので、議員の皆様のご理解とご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号

平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（山下敏二）日程第15、議案第6号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第6号でございます。平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4909万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8996万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第6号、平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ4909万4000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ2億8996万7000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金と6款、諸収入をそれぞれ補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計4909万4000円を追加し補正後の歳入合計額を2億8996万7000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計4909万4000円を追加し補正後の歳出合計額を2億8996万7000円とするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源4909万4000円の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、1目、保険基盤安定繰入金が102万1000円の追加、2目、一般会計繰入金が1522万2000円の減額で合わせて1420万1000円の減額でございます。

次に、6ページをお開き願います。6款、諸収入、3項、1目、雑入につきましては、平成25年度の後志広域連合の決算に基づく負担金の精算に伴い6329万5000円の追加でございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、給料から8ページの共済費までは、議案第4号の条例改正及び時間外勤務手当の増に伴う追加でございます。18節、備品購入費につきましては、国保情報データベースシステムのバージョンアップによるソフト購入、19節、負担金補助及び交付金につきましては、国保システム改修経費の追加で合わせて55万4000円の追加でございます。

9ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で、国民健康保険事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第7号

平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（山下敏二）日程第16、議案第7号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）次に、議案第7号でございます。平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1117万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第7号、平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ24万9000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ4億1117万8000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金と5款、諸収入を補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計24万9000円を追加し補正後の歳入合計額を4億1117万8000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と2款、施設費を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計24万9000円を追加し補正後の歳出合計額を4億1117万8000円とするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科

目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源93万円の増、一般財源68万1000円の減となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款．繰入金、1項．1目．一般会計繰入金につきましては68万8000円を減額するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。5款．諸収入、1項．延滞加算金及び過料につきましては目を新設し、2目．加算金とし、消費税及び地方消費税還付金に伴う還付加算金7000円を追加するものでございます。3項．1目．雑入につきましては、消費税及び地方消費税の精算に伴う還付金93万円の追加でございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費16万7000円の追加につきましては、議案第4号の条例改正及び時間外勤務手当の追加によるものでございます。

次に、8ページをお開き願います。2目．維持管理費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に9ページ、2款．1項．施設費、1目．施設管理費8万2000円の追加につきましても、議案第4号の条例改正に伴うものでございます。

11ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第8号

平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（山下敏二）日程第17、議案第8号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第8号でございます。平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第3号）、平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万3000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6335万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成26年12月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第8号、平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額からそれぞれ73万3000円を減額し、合計額を歳入歳出それぞれ6335万3000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を補正いたしまして、歳入総額から補正額の合計73万3000円を減額し補正後の歳入合計額を6335万3000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費及び2款、後期高齢者広域連合納付金を補正いたしまして、歳出総額から補正額の合計73万3000円を減額し補正後の歳出合計額を6335万3000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者保険料から6款、広域連合支出金まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源73万3000円の減となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、1目、事務費繰入金が34万5000円の減、2目、保険基盤安定繰入金が38万8000円の減額で合わせて73万3000円の減額でございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費9万6000円の追加につきましては、議案第4号の条例改正に伴う追加でございます。

次に、9ページをお開き願います。2款、1項、1目、後期高齢者広域連合納付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の平成26年度事務費負担金の決定に伴い82万9000円の減額でございます。

11ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時29分

再 開 午後 4時29分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

なお、次回の開催は明日12月19日金曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日のご審議、大変ご苦労様でした。

延 会 午後 4時30分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成26年第4回仁木町議会定例会（1日目）議決結果表

会 期 平成26年12月18日～12月19日（2日間）

1日目 平成26年12月18日（木曜日）

（開会～午前9時30分／延会～午後4時30分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	平成25年度各会計決算特別委員会審査報告書		
	付託議案第1号 平成25年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	H26.12.18	認 定
	付託議案第2号 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.12.18	認 定
	付託議案第3号 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.12.18	認 定
	付託議案第4号 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H26.12.18	認 定
承認 第1号	専決処分事項の承認について 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）	H26.12.18	承認可決
承認 第2号	専決処分事項の承認について 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）	H26.12.18	承認可決
議案 第1号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H26.12.18	原案可決
議案 第2号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H26.12.18	原案可決
議案 第3号	仁木町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	H26.12.18	原案可決
議案 第4号	仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	H26.12.18	原案可決
議案 第5号	平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）	H26.12.18	原案可決
議案 第6号	平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	H26.12.18	原案可決
議案 第7号	平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	H26.12.18	原案可決
議案 第8号	平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	H26.12.18	原案可決